

13. 1. 28

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

號 一 第 · 卷 三 第

行 發 日 十 二 月 一 年 三 十 和 昭

筑 豐 鑛 山 學 校

社 團 筑 豐 石 炭 鑛 業 會

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可
昭和十三年一月十七日印刷
昭和十三年一月二十日發行

目 次

大亞細亞主義を實現せよ(卷頭言).....	鳴上辰之助	(一)
年頭の辭.....	野上辰之助	(二)
非常時新年を迎へ鑛業報國に邁進せよ.....	武内禮藏	(三)
石炭鑛業の國家的奉仕實現.....	松尾三藏	(四)
年頭に際して.....	竹内可吉	(五)
非常時年頭所感.....	堀内義臣	(六)
昭和十三年の炭界打診.....	古田慶三	(七)
本會記事.....		
故金丸會長葬儀.....		(八)
重役會、理事會、新入會紹介.....		(九)
第二回鑛業報國運動強調週間に對する副會長の挨拶.....		(一〇)
鑛夫の雇傭勞役に關する講演.....	坂本行敬	(一一)
日銀卸賣物價續騰.....		(一二)
石炭船運賃.....		(一三)
時の言葉註解.....		(一四)
石炭業法要綱其他.....		(一五)
報 錄.....		
地下の勞働に女鑛夫愈々再現其他.....	(福岡鑛山監督局管内)	(一六)
石炭鑛業權設定.....		(一七)
互助會文藝.....		(一八)
炭界日誌.....		(一九)

一 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石

謹賀新年

東邦電力株式會社

九州水力電氣株式會社

九州電氣軌道株式會社

試筆



若松 杉山 響洋



—◁ 言 頭 卷 ▷—

大亞細亞主義を實現せよ

地軸一轉して茲に皇紀を閲すること正に二千五百九十八年、昭和聖代に入りて既に第十三年の新春を迎ふ。

仰ぎ見れば、上には萬邦無比、萬世一系、金甌無缺の聖君を戴き、竹の園生に瑞雲棚引く、皇室の彌榮は我等一億の赤子の欣喜措く能はざる所である。

伏して見れば、神武天皇の御東征以來、未だかつて外國の侮を受けたることなき國土に、三千年來傳統的に涵養せられたる忠勇義烈なる國民が、致々營々として明日への建設にいそしんでゐる。

一年の計は元且にある。今年の新春元且は青空に一點の雲もなく、太陽の東天に昇るや瑞光燦として東亞の天地に強き光と溫き熱とを與ふ。洵に今次事變の大目的大理想たる東亞永遠の平和實現を約束するが如し今年こそは支那事變最終解決の鍵を確保せねばならぬ。昨年七月七日蘆溝橋事件以來征戰半歲、戰果大に擧り、北支は固より中南支にも防共親日の新政權生れつゝあり。是等を誘掖指導して、茲に日滿支三國の完全なる親善提携を確立、我が日本が盟主となり、大亞細亞主義を萬天下に宣言すべきである。

併し乍ら、古來馬上天下を取るは易く、馬上天下を治むるは難しと謂ふ。換言すれば破壊は易く建設は難しいのである。吾人は新春を契機として、より大なる決心と覺悟とを以て、この大理想に邁進すべきである

(鳴濤)



年頭の辭

互助會副會長 野上辰之助

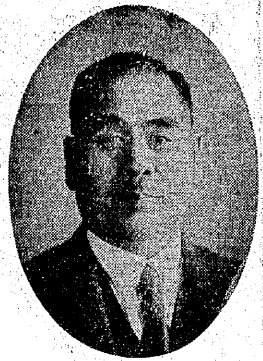
鷄鳴晨を告げて、茲に昭和十三年戦捷の元旦を迎ふ。朝來青空に一點の雲なく、瑞光ほがらかなる東都の空を望むで萬世一系の寶祚窮まりなき我が皇室の彌榮えます御事、謹み畏みて、國運の益々隆昌と日獨伊三國防共協定の強化により國防の確立、支那事變の著るしき戦捷、抗日容共分子の殲滅愈々繁く敵の首都にして難攻不落を以て誇る彼の南京も、何時しか日章旗の下に是を制壓し、内に在りては國民精神總動員又は銃後に於ける盡忠報國運動に全力を傾注し、茲に歴史的新春を迎へたるは、洵に同慶欣賀に堪へざる次第なり。

顧るに支那事變發生後僅か五ヶ月、北支は固より中南支に亘つて全面的に進軍又進軍、現下の動向は英ソ等種々なる策動を敢てし、東洋平和の確立、文化の進展に一矢を向けんとする險惡なる情勢にあり、寸毫も忽にするを許さず、勝て兜の緒を締め、益々内外共に緊張を要するものあり、これが動勢と相俟て、現下社會經濟機構、財界の變動は漸次複雑且つ多岐に亘り、國防軍事豫算の膨脹を餘儀なくし、延いては増税の止むなき動因となり、吾人商工業者の經營に著しき變化を招來し洵に業者をして時局の認識を深からしめ、且つ自覺を促すものあり。眞に非常時体制を体得せしむ

るものにして、業者の苦心の跡歴然たるものあり。その勞苦察するに餘りありと謂ふべく、翻つて異郷に酷寒と戦ひ警備に或は戦闘に従軍せる皇軍將士の苦境を惟ふ時、唯々國難克服の事態を体し一層の奮起以て生業に精進し、常に困苦缺乏に耐へ得る自覺を肝要とす。

然るに今や太陽の將に西山に没せんとする彼蔣介石は、中華民國臨時政府の成立を看たるにも拘らず、猶其の蔭に潜み、之を操る英ソ米佛の抱込に全力をあげて汲々たり、ために政府に於ては、對支新方針を樹立し、全支の我が權益確保を全からしめんとし、情勢は愈々緊密の度を加へつゝあり、よりに之に對處する商工業者は商工報國の誠を以て、長期事變に堪へ得る信念と且つ覺悟を以て、銃後の護りを固むべく邁進せざるべからず。

偕て現戦時体制下に於ける北九州筑豊炭田一帯は、事變勃發と共に、急激に軍需工業は固より各種工鑛業の隆昌、商取引の著しき殷盛を極めつゝあり。殊に各種産業の原動力たる石炭鑛業の國家的使命は實に重且つ大にして、鑛主も全従業員も打つて一丸となり、鑛業報國精神を昂揚して、銃後を固むる産業戦士として奉公の誠をいたすべく努力すべきである。又一面事變が長引けば長引くだけ、増税の重課、消費節約運動の徹底又は各種工鑛業の原料不足等により、商工業者に多大の打撃を與へつゝあれども、この未曾有の國難に直面せる今日、全國民は協力一致、非常時打開の本義に則り、敢然としてこれに善處し、その重責を果すべく一層奮勵努力、邦家のため貢獻するの覺悟を以て、新春の計を建てざるべからざるなり。



非常時新年を迎へ 鑛業報國に邁進せよ

互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

茲に昭和十三年の輝かしき戦捷の新年を迎ふ。

萬邦に冠絶する我が國體は、皇室の彌榮に榮へますことによつて光輝一段と加はるものがある。我等は一億同胞と共に聖壽の萬歳を壽ぎ奉り、新春の燦光を仰ぎつゝ國運の益々隆昌ならんことを祈るは、洵に無上の欣幸とするところである。顧るに、昨年七月七日蘆溝橋事件勃發するや、忠勇無双の皇軍は膺懲の師を北支の山野に、上海の衝路に進め、僅々四閱月にして國際都上海を陥れ、連戦連捷を以て歳の瀬逼る十二月十日、遂に敵の首都南京城頭高く日章旗を褻し、世界戦史上特筆大書すべき一頁を飾り、將兵の意氣天を衝くの概あり、征戰半歳、戦果大に擧がり、北支は固より中南支の占領各地に於て、抗日政策を一擲し我と協調せんとする親日新政權の萌芽藜々として見るべきものあり。

然し乍ら、新年劈頭の問題は、この荒ごなしに地均しされた地盤の上に如何にして建設工作を進めるかにある。支那事變の第二期ともいふべき建設時期は、新年と共に其の幕が開かれたのであるが、こゝに最大の問題は、第一期の破壊工作が猶ほ充分ならざるに、局面のみは既に進んで第二期工作に這入つたことだ。之を唯一の弱點と見て蔣介石一派の國民政府は、其の陣容の建直しに狂奔し、ゲリラ戰術を以て所謂長期抗戰の叫びを擧げつゝあるのである。是れ即ち吾人は一大

決心を求め持久の覺悟を促すものでなくて何であらう。夫れと共に國際政局は一段の緊迫と正に嵐を呼ばんとする形勢を醸成しつゝあるのである。實に我が日本がこの世界的使命を達せん爲には、今後により多大の困難を覺悟すべきでありこの困難を斷乎として突破する確き信念と強大なる國力を必要とするのである。

近代戰爭は國力戰である。その中心的要素は一國經濟の計畫的体系である。戰爭といふ一つの目的に統一づけられた國家經濟の活動である。それによる現存資源の合理的にして完全なる利用である。これなくしては如何なる武器の優秀も、戰闘力の卓抜も、又は國民精神力の旺盛もその充分なる効果を擧ぐることは困難であらう。惟ふてこゝに至れば、現下に於ける産業人の責務たるや實に重且つ大なりと謂ふべきである。

殊に鑛業の重要性は決定的である。石炭、石油、金、銅、鐵、ニッケル等如何なる一つを缺くと雖も戰爭の效果的遂行は不可能である。今や我が鑛業界も完全に戰爭といふ一大目標に規制され、從屬せしめられねばならない、單なる營利事業の埒を越へて、統一ある國家的活動の一要素とならねばならぬ、事變前より計畫され來つた業界各種の統制は、事變を契機として急に具体化し強化された、産金法、産銅一元統制、石炭業法案等々盡く戰時經濟の強化化を旨とするものである。斯の如き情勢下にありて、我國石炭界は近年稀なる異常の活況を呈したるも、如何せん種々の惡條件に束縛され、炭價は昂騰すれども石炭不足の聲は四方に溢き情態である。其の主因として認むべきは坑夫難、諸材料の激騰、輸送機關の不足等により山元の出炭、送炭意の如くならざりしに外ならないのである。

今や非常時局に直面せる我が石炭界は、全産業の原動力として重大なる役割を課せられ本年の炭界は前年にも増して多事ならんとしてゐる。我等石炭鑛業に従事するものは、須らく統後の護を堅め協力一致鑛業報國に勇往邁進すべきである

石炭鑛業の國家的奉仕實現

衆議院議員 松尾三藏

顧みるに昭和十二年は建國以來未曾有の大國難に遭遇し吾々日本國民として忘れんとするも永久に忘れ得ざる事多端の年でありました。

支那事變の勃發は吾々國民をして層一層緊張の度を高からしめ舉國一致暴戾極まりなき支那軍閥を徹底的に膺懲せんが爲めに吾皇軍諸士は北支又は中南支に國防の第一線にたち銃後の護りは益々強固に皇軍の向ふところ敵なく事變は未解決なれども既に南京政府は没落し國內舉げて戰勝氣分漲る中に尤も意義深き昭和十三年の新春を迎へましたる事は誠に慶賀至極と存じます。

惟ふに昨年七月七日の蘆溝橋事件は東洋平和擲亂の導火線となり曾ては吾帝國の盟友たりし英國又はソヴェト聯邦の如きは陰に支那軍閥政府を擁護せんとするの傾向甚だしく刻下の現状は單なる支那一ヶ國との戦ひにあらず世界の二大強國と一戦を交へずんば東洋平和永遠の確立は最早不可能と迄に逼迫するの感が致すのであります。

而て第一線に立ち酷暑酷暑を物とせず戦ふ勇士の心中を思ひ幾多貴き犠牲者の事を思ひ浮べる時只々感謝と感激に咽ぶのみであります。かゝるが故に吾々國民は年更ると共に一段の緊張と必死の覺悟を以つて國難打開に邁進せねばならない事を深く痛感致すものであります。

而して事變の擴大は中堅稼働者の出征者多く各種産業界の勞力不足は勿論殊に軍需工業と不可分の立場にある石炭採掘

事業の上に著しく現れその結果毎月數十萬噸の出炭減少を來しつゝある現状であります。かゝる事態は國家的見地から一日も忽がせにするべき事にあらず、国防上一大支障を來すおそれがあると憂慮するものであります。

故に私はこの重大問題解消の手段とし曩の七十一議會に於て建議致しました婦女子入坑並に深夜業禁止法の暫定的猶豫を實現致したき心願であり爾來石炭鑛業互助會は勿論石炭鑛業聯合會も俱に政府當局に向つて同案貫徹の爲め今日迄猛運動を續けて來る一人であります。

その結果政府要路者間には大體の了解を得たるが如き觀あるも未だ社會の了解ならず石炭需要期に直面し著るしき出炭減少を來し各炭鑛は稼働者雇ひ入れに血みどろの状態であり特に稼働者争奪戦を展開するの現状なるも猶且つ稼働者は皆無の状態である。

依つてこの問題解決の爲本七十三議會には從來の運動に一段の拍車をかけ是非共目的の貫徹を圖り軍需工業と不可分の關係にある石炭採掘事業の國家的奉仕を實現し以つて我皇軍の威力を益々發揮せしめ東洋平和永遠の確立を期せんと希ふ次第であります。

年頭に際して

燃料局長官 竹内可吉

○液體燃料の必要性は文化の發達、科學の進歩に伴ひ戦時においては飛行機、戦車、軍用自動車、軍艦等に平時においては各種産業の動力として自動車その他交通機關に近代國家の焔熱せる今日においては不可缺な要素であると同時にその必

需性は益々増加の趨勢にあることは一般國民が既に熟知せるところである。

○翻つて我國の現状如何と云ふに現今の資源分布は吾國に全く浴せず内外地を通じて産出する石油は吾國全需要に對して僅かに八%を充すに過ぎず、殆ど大部分を輸入に俟たなければならぬ現狀であり、これがために要する海外支拂ひ金額は年に二億圓に達し國債貸借上國防上甚だ寒心すべき狀態にあるので液體燃料自給促進策の確立は刻下の急務となつてゐる、しからば如何なる方策に依るを最上とするかと云へば、先づ燃料費の節約、代用燃料の奨励、國內資源の開発、人造石油事業の確立にある、即ち燃料消費の節約は平時は暫らく置くとしても今日の如く有時の際にあつては一日も忽諸に出來ない問題であり、これが勵行に依つて輸入量を減少し以て海外支拂ひの軽減を計ると同時に軍用燃料に圓滑なる供給を計る必要がある。之が具體策としては乗合路線の單一化圓クク流しの禁止或は代用燃料への轉換等が考慮されてゐる

○代用燃料としては無水アルコールの混用が本年度内に實施を見ることとなつてをりその他メタノールペンゾール天然ガス等の混用或は木炭ガス發生爐の普及等があり更に進んで人造石油事業の確立である。

○人造石油製造については七箇年計畫を以て揮發油重油二百萬坪の生産計畫を樹立し、これがためには人造石油事業法を施行帝國燃料興業株式會社の設立と依り一意目的達成に向ふこととなつてゐる。

○内地油田の開発は既に海外資源の大部が他諸國の所屬となつてゐる現狀に鑑み、先づこれが實現を期し以つて資源の擴張を計るの要がある。

○以上の諸政策の殆どは吾國最初の事業多く且つ技術的にも尙研究の餘地と多大の困難を豫想されるもこれを克服して諸政策の達成に邁進するが獨り政府の力のみを以てしては、尙不十分であり、ために國民の燃料報國と相俟つて官民一致相協力を期待するところである。

非常時年頭所感

福岡鑛山監督局長 堀 義 臣



最近數年間に於いて平和體制より漸次準戰時體制へ推移しつゝあつた我國經濟界は、昨年勃發した支那事變によつて一躍して眞正の意味に於ける戰時體制へと移行することとなつた。この經濟界の戰時體制化は國家總動員の一部としての經濟人の總動員を意味するものである。

凡そ、近代戰は斷じて單なる兵力戰ではない。それは實に、全力を擧げての戰爭であり、特に經濟戰である。もとより近代戰はその高度の科學戰であるといふ點に於ても往時の戰爭とは非常な差異を有するものなることを否認せんとするものではない。併し、吾々の今こゝに注目せんとするものはこの科學戰に必要な資材を供給する國家の經濟力であり、謂はゞ近代戰の背後にあつて之が地盤となつてゐる經濟觀線の整備である國家の經濟力を境加し經濟戰線を整備するためには、我國經濟界の各方面に涉つて國家的見地よりする再檢討が試みられなければならない。この事たる、平時に於ける經濟體制は必ずしも戰爭目的遂行上遺憾なきを保し難いことから考へて

蓋し當然の事理である。而も經濟界の再検討は、現下の時局に鑑み最も急を要する問題と謂はなければならぬのであつて、經濟人はその夫れ々の立場に於いて自己の全能力を傾倒して國家に對し經濟的貢獻を敢行することを要請せられてゐるのである。

一體鑛業が國家産業就中工業に對しその基礎たる地位を占めて居り、一國の工業の興隆が基礎工業としての鑛業の伸張に負ふ所極めて大なるものがあることは、恐らく何人と雖も之を認容せざるを得ない所であらう。

隨つて鑛業に従事する經濟人は、産業の原動力を供給し材料を提供するものとしての鑛業の重要性を充分に認識しその非常時的編成替に就いて減私奉公の赤心を披瀝して努力すべき責務を課せられてゐるものと謂はなければならぬのである。こゝに鑛業界に於いて現在最も注目せられてゐる一、二の問題を取り上げて若干の考察を試み特に關係者の注意を喚起することゝしやう。

二

石炭鑛業が我國鑛業の大宗であり、その年産價額は總産價額の約六割を占めてゐることに就いては、こゝに更めて述べる必要を見ないのであるが、此の石炭は現今最も基礎的且つ普遍的燃料であつて、熱源又は動力源としてその王座を占めてゐるのである。加之石炭が各種軍需工業の原動力を補給するものとして戦争の遂行上缺くべからざる重要産業であり今日軍の作戦資材中其の原料を石炭に仰いでゐるものは決して少くなく爆薬、消毒藥品、煙幕、毒瓦斯等殆んど枚擧に遑ない程であることに想到し、殊に戦時に於いて必要とせられる液體燃料の原料としての石炭の重要性に至つては石炭資源に恵まれぬ我國に於て最も大なるものあること疑を容れぬことを考へ合はせれば、石炭の現在及び將來に於ける重要性は刮目すべきものがあると謂はねばならぬ。昭和十二年度に於ける石炭需要豫想高が昭和八年度の需要高に比し實に四割四分の激増を示し、特に重工業方面に向けられたものに於いて四百餘萬噸化學工業方面へ向けられたものに於いて三百六十餘萬

噸の大量増加を見せてゐるのも、斯くして充分首肯し得るのである。

然るに近時の管内石炭鑛業界の大勢を観るに其の現在の需要を充足するに汲々たる現狀にあるのみならず技術及従業員之の不足と操業能率及稼働率の低下により出炭高減少の傾向すら漸く顯著ならんとしつゝある。

斯かる有様では、非常時局に於ける經濟戦線の整備の必要性に鑑み、又戦局の進展と共に増大して行く石炭の需要の勢ひに察し邦家の爲深く之を憂へなければならぬ所であつて、予は此の際非常時産業戦線の戦士として石炭鑛業戦線の第一線に立つて活動せられてゐる事業主及従業員各位が緊蹙一番誓つて此の憂ふべき現狀を打開すべく奮起せられんことを切望せざるを得ないのである。

三

今回福岡鑛山監督局に於いて鑛業報國運動を實施し石炭鑛業報國精神の作興を圖り事業經營の改善に努め更に進んで健全なる勞働力の培養を策しよつて以つて時艱の克服を期すべく石炭鑛業界に於ける事業主及従業員に對し銃後産業人としての覺悟を促さんとする所以のものもまた實にこゝに存するのである。

次に、最近特に世人の注視する所となつた産業奨励の問題を取り上げやう。

一昨年秋馬場藏相の三十一億圓の豫算案は忽ちにして物價暴騰及見越輸入の激増を招來することになつた、これは即ち我國の經濟力が此の老大豫算を消化し切らぬことを如實に物語るものであつて、此のことは直に物資の相對的不足を意味し之が對策については政府に於ても種々考慮を重ねて來たのである。

斯る情勢の下に於て去年七月勃發した支那事變は一舉にして昨年度の總豫算を五十五億の巨額に達せしめ、之が爲に物資の不足は一層の深刻化することになつたのである。此の物資の不足對策として林内閣以來特に生産力の擴充といふことを重大政綱として掲げて來たのであるが、生産力の擴充の爲には資金の外に生産設備及原料等多量の物資が必要とされる

而もこれ等の物資の供給は資金の供給の様に簡単に増加することは出来ぬのであるから、勢ひその供給を輸入に仰がなければならぬことになる。斯くして輸入の増加が不可避となつて来るのである。加ふるに、事變の進展に伴ひ直接軍需品及び其の原料品の輸入の今後益増加の一路をたどるであらうことは眞に踏易い道理であつて輸入増加の趨勢は底止する所を知らぬ感がある。

四

右の輸入増加の趨勢に加ふるに輸出の停滞及海運収入等の如き貿易外の収入の増加が絶望視される今日の事態に於いて我が對外爲替の低落は到底免れぬ所で、あり随つて、對英一志二片の水準を確保することは、第一に公債の信用を失墜せしめぬ爲に、第二に悪性インフレーション防止の爲に絶對的に必要である。こゝに於て政府は此の爲替水準維持の目標に向つてあらゆる努力を拂ふことゝなつたのであつて、その有力なる方策として樹立せられたのが産金奨励策である。蓋し現今の信用制度はその終局に於て金といふ基礎の上に立つてゐるのであるから海外物資の購入手段としては世界貨幣たる金以外にはあり得ないからである。

斯の金政策の強行は、昨年八月の第七十一議會に於て成立した産金法及貧礦處理助成法に於て法的形態を取つて具現することになつたのである。産金法は産金の管理及産金の増加の兩目的を併有するものであるがその後者に就ては産金の監督指導に關する規定を設けてゐるのであつて、その結果政府は金礦業者及金製業者に對し奨励金を交付すると共に之が統制を強化し産金高の増加を必要とする場合に於ては設備の擴張、改良其の他必要なる事項を命令することを得せしめてゐるのである。

商工省は此の産金法及貧礦處理法を支柱として金増産五ヶ年計畫を樹て五ヶ年後に於ける年産額を内地約六十萬、外地約七十五萬合計百三十五萬となさんとするものであつて、其の計畫の規模は極めて尨大であり金礦業者は獨り其の設備の擴大乃至採行の強化を圖ることを要請せらるゝに止まらず殊に大産金業者に在つては或程度迄採算を無視して百分ノ三以下の品位の貧礦を採掘し産金國策に順應することを要求せらるゝに至つたのである。

五

斯くして予は、金礦業者が産金事業の國家的な事業たることを三思し犠牲的精神を以て産金高の増加に努められんことを要望せざるを得ないのである。産金事業も資本家の經營するものである以上、全然採算を度外視することを得ざるべきは固より當然である。併しながら、今や産金事業は單に事業家の利益のみを目標として行はるべきものではなく國家經濟全般の利益を目標として經營せなければならぬのである。産金事業に當らるゝ事業主及従業員各位はその事業の重要性及公共性を充分に認識し斯業を通じて國家に奉仕せられたいと思ふのである。

惟ふに礦業は多分に公共的性質を有するものであり之が經營の適否は直に國家經濟乃至國家産業の盛衰に影響するものである。こゝに於てか礦業に従事するものはその事業主であると従業員であるとを問はず、各自其の與へられた職責を完全に遂行することに依つて邦家の爲貢獻する所あらねばならぬのである。

昨年十二月十三日には、さしも難攻不落を誇つた南京も陥落したさりながら眞の東洋平和は日滿支三國提携を基調とした東洋諸國の眞の獨立と親和とが實現される時始めて齎さるべきものであり、之が爲には親目的基礎の上に立つ支那の出現が缺くべからざるものであることに想倒すれば眞の意味の支那問題はまさにこれから始まるものと謂はねばならぬのである。凡そ一國が大飛躍を試み一大發展を遂げんとする場合に於いては、必ずや大なり小なりの障害に逢着することを免れ得ないのであつて、此の障害を克服することは伸び行く國家の國民に課せられた義務である。礦業戦線の光榮ある戦士として身を礦業界に置く者は、如何なる犠牲を拂ひ如何なる困難を堪へ忍んでも非常時國家より課せられた國民的責務の遂行を期せなければならぬのである。

昭和十三年の炭界打診

昭和石炭株式會社社長 古田慶三

昭和十三年度の炭界見透し如何は今時事變の成行並に財界の一般情勢等を如何に觀測するやにより異つて來るが、戦局は首都南京の陥落に依り一大轉機を劃し、其の終結も意想外に早からずやとの感を深めるに至りしも支那政府の對日態度之を支援する背後の諸勢力、戦後交渉の多難性等々複雑多端なる事情を考慮する時は、今後の推移に就ては容易に豫測を許さず、平和を見るに至る迄には尙相當の時日を要すべく、其の間國民として今一段の覺悟を要する新事態が勃發するやも圖られない狀勢に在る。

從て我國防力の整備、擴充は益々必要の度を高め戦時經濟體制の常態化により、軍事費も前年度に劣らぬ膨脹を呈すべく、勢ひ重工業、化學工業、動力工業等の各種時局産業が依然活況を持續すべき事も想像に難くない。而して各種産業は何れも燃料並に原料として石炭に依存する事が甚大であるから、十三年度に於ける石炭需要も是等産業部門に於ける需要増加を主因として益々旺盛を極め、從來に劣らぬ増加率を示すには非ずやと豫想される。

加之、日支經濟提供の確立と之に基く全支經濟開發の進捗に伴ひ日滿支經濟提携ブロックの結成強化を目指し、日本經濟機構の劃期的發展が期待されるから、戦果の收束に連れ、石炭需要のスケールも著しく擴大し、從來一般に考へられてゐた程度以上の激増を來すのではあるまいか。

斯の如き需要の趨勢に對する供給方面を見るに内地移輸入炭の大宗たる滿洲炭は滿洲産業開發の原動力として國內の需

要増加を賄ふに一杯にして、内地への輸入餘力に乏しく、北支炭の開發には今後尙相當の年月を要し、其他に於ても前年度に比し些じたる移輸入増加を期待し難き狀況に在るから、結局本年度も内地炭に依つて内地需要の大部分を賄ふの外なき事情に在る。然るに我内地炭界は過去數ヶ年來に亘る需要増加を既存施設の生産餘力に依つて賄ひ、大体に於て自給自足の狀態を維持して來たのであるが、昭和十一年の頃からは漸く其の餘力が盡盡せられ其後の需要増加は設備の擴張新坑の開發に俟たなければならぬ狀況となつて來た。從つて、炭業者は技術員の養成、鑛夫の募集、新規擴張への着手、港灣の修築、荷役輸送能力の改善擴充等々増産並に配給に關する人的、物的條件の充足にありと凡ゆる努力を拂ひ供給の圓滑を期して來た次第である。其處へ偶々今回の事變が勃發した。事變の發生が急激に需要を喚起した事は申す迄もなく、就中各の生産並びに運輸等が總てスピード・アップを要求せられる爲め高級炭への需要が喚起せられつゝあり、他面供給は勞働力並に輸送力の不足等人的にも尠からぬ障礙を受け増産を阻まるゝに至つた。

從つて需給關係は茲に一段と逼迫の度を加へ需要者としては恐らく品質數量の何れに於ても常時希望するが如き各炭種の入手が困難となり、或程度の消費節約又は新炭種の使用を餘儀なからしめらるゝが如き向も生ずるやも知れぬと思はれる。

生産者としては斯の如き事態を未然に防止すべく、増産に支障ありと認めらるゝ一切の生産協定を撤廢し増産獎勵に懸命となつてゐるが、採炭設備の擴張、新坑の開發等には元來巨額の資金を必要とするのみならず、近來物價高に伴ふ鐵鋼坑木爆火藥其他材料費の全面的暴騰勞賃其他人件費の昂騰等生産費の著しき増嵩を來してゐるから、今後の新規増産活動を促進せしめ其の實効を擧げる爲めには、當業者の手取りを向上せしめ、新規増設への投資を誘致し且炭坑勞銀の引上げを可能ならしめて勞働者の募集を容易にする事が緊要事である。從て是等の條件を充たす爲めには相當なる炭價の昂騰を來す事は眞に已むを得ざる自然の勢ひであり又、政策的にも容認せられねばならぬ所であると思ふ。

以上の如く、時局に伴ふ石炭需要の激増に對處し供給の圓滑を確保すべく當業者側に於ては増産の促進に全力を盡してゐる次第であるが、出炭能力の擴充に關する人的並に物的要件を充足し、所期の出炭を見る迄には其間相當の日子を要するから、昨今の如き急激なる需要増加の續く限り目先き需給關係の逼迫緩和を期待する事は困難ならずやと思はれる。従て消費者側に於ても使用炭種の選擇、焚燒の合理化に最善の注意を拂ひ科學的利用方法を講じて熱効率の増進に努め消費節約の實を擧げられん事を切望する。

(二二、二二、一一)

一 行 知 識

- 雨だ雪だといふのも地上約十軒迄の高さの間に起る事で、それ以上の上層では天氣の變化はなな常に晴天である。
- 我が軍艦は武裝第一主義で贅澤な容積がない。寢る設備でも寢臺は大尉以上。處が米國では士官は皆寢臺である。
- 世界一の透明な湖はシベリヤのバイカル湖と言はれてゐたが、實は北海道阿寒國立公園の摩周湖であると判明。
- 一昨年の警視廳犯罪統計に依り、夜間犯罪六萬五千件、晝間八萬四千件、然も金めの犯罪が晝間多く行はれてゐる。
- 軍隊を平時の態勢から戦時の態勢に移すに當つて下される勅令が即ち動員令と呼ばれる。
- 本年四月一日現在の調査、内地人千人以上居住の支那都市は上海青島天津北京濟南山海關漢口滄口四方の九市。
- 電報をうつ時先方に電話があれば「ムナ」の符號と先方の局名番號をつけて出せば電話で知らしてくれり。料金は同じ。
- 紫外線は山と海とでは山の方が強い。日焼けも山の方が強いが登山者は裸體になつてゐないので之を免れてゐる。
- 當局の注意書に依ると惣問袋には餅類や紙袋に入れた菓子類は入れぬ様にして欲しいとある。罐入の物は差支なし。
- 電氣のコードを釘にかける時は細紐で結びその紐をかけるよ。直接やると漏電の恐れがある。

本 會 記 事

故本會々長金丸勘吉氏の葬儀

人と供物に埋り近來稀な盛葬

筑豊鑛業界の重鎮、石炭鑛業互助會會長石炭株式會社々長故金丸勘吉氏の葬儀は、十二月二十二日午後一時より遠賀郡香月町楠橋小學校前小丘廣場に於て、佛式により盛大に執行せられた。

式場には町田民政黨總裁、永井逋信大臣、小川郷太郎、櫻内幸雄、田尻鐵道政務次官、田島逋信政務次官、中島麻生、松本、安川、貝島、三井、三菱、野上、大正、日化及び本會其他各方面より贈られた花輪弔旗は千餘對に達し、更に本會其他から供米千俵は流石に廣き式場も埋め盡されるまでに飾られ、筑豊地方並に地許各團體代表者三千餘名參列、斯くて靈柩車は喪主熊太郎氏を初め七

キ未亡人、葬儀委員長松尾三藏、副委員長武内禮藏、末永九郎、顧問野上辰之助、高野喜六、相談役小林勇平、北代市治の諸氏其他近親先輩親友に護られて式場に行儀壇に移さるれば、末永葬儀副委員長開式の辭を述べ、導師東本願寺連枝大谷瑩詔師ほか四十餘ヶ寺數十名の僧侶によりて莊嚴なる讀經裡に東本願寺代香、副導師燒香あり喪主熊太郎氏セキ未亡人他近親者の燒香、松尾葬儀委員長以下各委員親友先輩の燒香あり、更に東本願寺初め三十數氏の弔辭朗讀、捧呈、町田總裁外千五百餘通の弔電披露、續いて喪主葬儀委員長の挨拶あり三時半盛儀を閉ぢた。尙ほ當日會葬者の主なる知名士は左の如くであつた。

島岡門鐵局長、嶋中將、中島徳松、貝島義元、伊藤金次
森田遠賀稅務署長、太田縣會副議長、筑豊各警察署長、
各町村長、各驛長、各炭坑々長。

次に本會を代表して野上副會長、職員一同を代表して風戸
主事が朗讀した弔辭は左の如くである。



故會長金丸勸吉氏

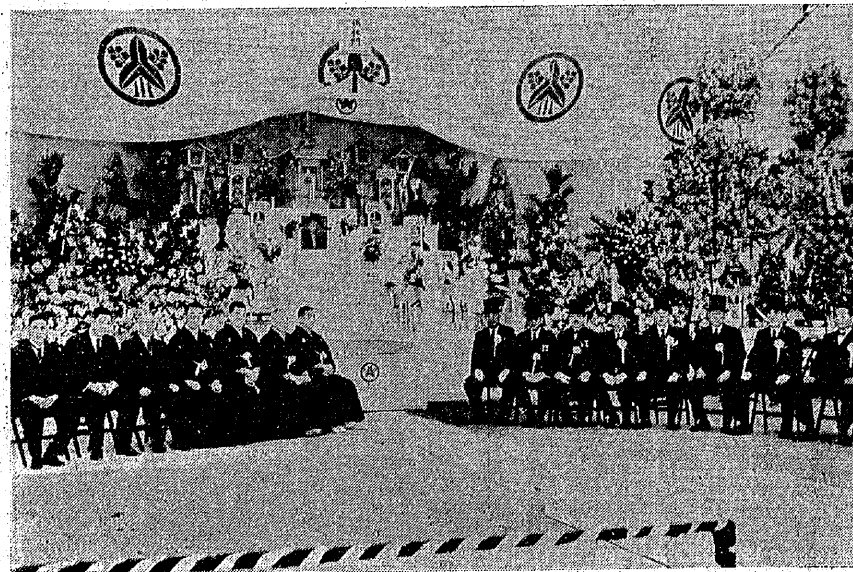
弔辭

木枯しの風颯々として落葉を散らし香煙縷々として哀愁をそよ
今日茲に悼ましくも吾等の會長故金丸勸吉殿の御靈前へ副會長野
上辰之助會員を代表して謹みて最後のお別れを申上ます
回顧すれば昭和五年四月嘉穂郡の一角に僅かに九名の中小炭坑業
者が一團となり石炭報國と業界の刷新を綱領に掲げて上嘉穂礦業
會なる團體を組織したのが抑も今日の互助會の前身であります。
時恰も歐洲大戰後の財界恐慌の影響を受けて我が經濟界は不況の
ドシ底に陥り就中吾々中小炭坑業者は將に窒息的打撃を受け極度
の縮少を斷行するか左なくば事業中止かを餘儀なくされ是れが爲
めには數万の稼働者の生活を脅かすは目前誠に危急存亡の秋であ
りました此の難局を如何して切り抜けるかに多大の苦心を拂ふて
居たのであります。
そこで慎重協議の上同業者の大同團結の力を以て是れを打開する
より前途なきと云ふ結論に到達したのであります。茲に於て筑豊
一体の中小炭坑團結の運動に乗り出し加盟勸誘に奔走しました其
頃中には理解しない人もあり一方世間からは種々の誤解を受ける
等其の困難は一通りではなかつた事も今は思ひ出の種であります。

貴下の熱烈鐵をも熔かす正義の念と剛毅にして不撓不風の御
氣象は克く是れを説伏せられ波瀾曲折の中にも五十餘坑の同志
を糾合して其の年の九月十五日直方市多賀神社の神前に芽出度結
成式を擧げ新たに筑豊石炭礦業互助會を組織し衆望により貴下
を會長に推戴し會員相互の扶助連絡と直面して居る中小炭坑の更
生を計圖し併て業界舊來の弊風を刷新し以て炭業報國に邁進せむ
事を天地神明に誓つたのであります。
是れに我國石炭礦業界に歴史的な第一歩を印したと云ふべきで
あります偕て漸く孤々の聲をあげたばかりの互助會は力も齒もな
い幼児同様の團體なるにもかゝらず其の背負ふて立つ目前の使
命は極めて重大でありました其の主なる使命として炭界空前の苦
境を脱するには第一全國的送炭制限を斷行する事が急務である事
を主張し貴下は敢然立つて是れが實現を期せられ直に聯合會と折
衝を開始し上級幹部を引具して上京の途中、下ノ關驛頭には數百
名の従業員が見送り吾等の生活權擁護の爲め努力して下さいと激
勵の言葉を浴び貴下の義侠心は感激の涙となり「ヨシ吾々の主張
が若く徹らなければ死んでも歸らぬぞ」と聲涙に咽びながら答へ
られたるあの悲壯な情景が今に私共の忘れられぬ深い記憶であり
ます。



者列参るむ埋を場儀葬



影撮念記の員委儀葬者親近主喪後了終儀葬

此の燃ゆるが如き正義の意氣は流石に難問題の送炭制限も完全に協定成り業界の一暗雲を拂い前途に一縷の光明を望むの喜びを分ちた事も今は貴下の大なる功績として永へに讃へられるのであります。

更に引續き撫順炭の内地輸入統制を確立せしめ即ち日滿經濟プロツクを醸成し筑豊二十万の稼動者を餓死線上より救ふ爲めにはどうしても當時内地炭と共に統制すべきことを高唱され是れが運動には總てを犠牲にして實現を期するの決意を示し遂に政治問題化するの大波文を惹起しながらも貴下の正しければ千万人さ雖も吾往かんの信念により凡ゆる障碍を排除し壓迫に屈せず初志を貫徹せられたる結果全國炭業界を危機より蘇生の曙光を見るに至りたるは全く貴下の義侠的精神と其の人格より出てたる業界不滅の功績にして私共の敬服措く堪わざる處であります。

其他或は婦女子の入坑禁止問題又は若松港帆船争議の解決更に石炭の生産並販賣統制の爲め互助會石炭株式会社の創立等々數へ來れば枚擧に遑なく然かも大事業を次ぎ／＼に遂行解決して下さいます。まして互助會創立後茲に七星霜日尙淺きに不拘今日既に鞏固なる基礎を築き上げ其の聲價は忽ちにして天下に名を成すに至りました。

私は今お別れに望み貴下が互助會の生みの親育ての親としてお盡し下さいました大なる業績を感謝に溢れつゝ其概要を申し上げたに過ぎませんが併し是れは單なる互助會たる一團體への功績ではない事を斷言して憚からぬのであります。今日石炭が國策の重要な役割をなし正に國家的の事業である以上貴下の石炭鑛業家としての大なる成功も又互助會にお盡し下された總ては國家に貢獻せられたのであります。貴下の御生涯こそ眞に石炭報國精神を其のまゝ實現せられ立志傳中特筆大書すべきは論を俟たず吾々後輩に對して身を以て範をお示し下されたのであります。

貴下は實性温厚にして篤實其の聲望は万人の長敬する處でありまして又仁俠的性格と、古武士的な冒すべからざる風格を備へられ克く先達の士に従ひ己を捨て、後輩を導いて下さいました貴下の人格と高德は今の此の盛大にして莊嚴な儀式が如實に物語つて居ります。諺に云ふ

「事業の盛衰は一に其の人を得るにあり其の人は人格にあり」
貴下は正に此の諺の通り具現されて居ります。今や帝國は支那全面に正義の兵馬を進め連戦連勝着々所期の戦果を收めつゝありと云へ今後更に重大なる時局に直面して居ります。吾業界も亦今後貴下のお力に俟つべき仕事が多いのであります。然るに昨冬來の御

病氣が一日も早く御恢復されん事を只管お祈りして居りました際
忽然として御他界になりました。我が炭界の爲にも國家的にも洵に
痛惜の情に堪へません。

噫々天なり命なり人生必らず死あり貴下の如きは功成り名を遂げ
られ後繼に衆望高き熊太郎氏を始め貞氏ありて後顧に何の憂いも
なく御氣象通りの大往生をなされ而も事業發端の此の地に空前の
盛葬を營なまる誠に死して餘榮ありき云ふべきであります。吾等亦
會員協力して貴下の御意志を享け續き更に炭業報國精神を昂揚し
て全副の努力を致す覺悟であります。ドウゾ安らかに御瞑福をお
祈してお別れの言葉と致します。

昭和十二年十二月二十二日

互助會副會長 野上辰之助

弔 辭

會長貴下の突然の訃報に接しまして、私は石炭鑛業互助會職員一
同を代表して、茲に豫想だに思なかつたお別れの言葉を申し上げ
はならぬことを悲しみます。

本日この盛大な御葬式に當りまして慈父の如く御慕ひ申上げて居
りました貴下を襲へる吾等職員一同は、こゝに涙の袂をつられて
參列して居ります。誠に長へのお別れであります。乞ひて留まり
給はん御身なれば、御袖に取り纏り申しても、今一度御顔を拜み
奉らんものを、御命に代ること慄ふなれば、吾もくも勇みて御
代り申すべきに。山よりも高く海よりも深き御鴻恩の萬分の一だ
に酬ひ奉らざるに、吾等が會長は逝きて再び歸り給はず。嗚呼哀
哉。

會長貴下はあらゆる世の辛酸を舐められ、長ずるに及んで鑛業報
國の大志に燃へ、文字通り苦闘又苦闘、其烈々たる意力は、掘り
出す鑛石の如く堅く、筑豊の地下に埋れる脈々たる炭層の如く盡
きるころ無く、不撓不屈豪放磊落な一面、常に細心の注意を拂
つて、ひたすら斬新な思想、學識を求めて研鑽せられ、よく青年
後輩の論に耳を傾けて建策を容れられるなど、如何なる難問題に
處しても、強き信念と体験により生れ出づる高邁なる識見と果
断なる才機とを以て處理せられ、こゝに衆望は流れに従ふ水の如
く自ら集り、昭和五年九月業界の推進力となりて、筑豊五十有餘
の炭坑業を打つて一丸とした、互助會を組織せられて推されて
會長となられました爾來業界の不況打開の根本策を確立せられ

重役會並に理事會

十二月二十六日午前十時より本社會議室に於て重役會並
に理事會開會。野上副社長、武内專務、末吉、山本、三崎
各取締役、木曾、有吉、小林、西本各理事出席、陪席、有
江互助會相談役、藤井、北代互助會理事

議 案

- 一、金丸會長急逝ニ付對策決議ノ件
 - 一、貨物増配對策ノ件
 - 一、上京經過報告
 - 一、北支那ノ事情報告
- 右四議について慎重協議し零時半散會す。

理 事 會

一月四日午前十時より本社會議室に於て開會、野上副社
長、武内專務、山本、木曾、有吉、小林各理事出席、左記
議案について協議正午散會す。

議 案

昭和十二年十二月二十二日

石炭鑛業互助會

互助會石炭株式會社

職員代表 風 戸 道 康

て、當時業界の死活問題とまでいはいはれ、重大視されました炭界の
刷新に猛運動を起され目的を達成して圓滿な解決を圖られました
昭和十一年十一月販賣統制上より、互助會石炭株式會社設立せら
れるや、取締役に選任され、本年五月中島前社長辭任の後を承け
て社長に就任せられました。
斯くて筑豊鑛業界の重鎮として、日本石炭鑛業發展史上に不磨の
功績を止められたものであります。噫偉なる哉。
會長貴下の五十有六年間の奮闘史は、立志傳中特筆大書すべき生
きたる教訓であります。吾等職員一同は貴下の御教訓を遵守して
現在直面せる非常時下に於ける統後の護を固め、協力一致鑛業報
國に勇往邁進すべきことを御靈の御前にお誓ひ致します。
吾等の慈父と仰ぐ金丸會長今やこの世に無き茲に謹みて哀悼の意
を表します。嗚呼哀哉。

一、北支問題ニ付野上副社長上京十河信二氏ト會見ノ經過報告

一、昭和石炭會社並ニ聯合會ト交渉中ノ件ニ關スル野上副社長ノ狀況報告

一、配車ノ件ニ關シテ武内專務門鐵ト折衝ノ經過報告

一、現在ノ情勢ニ鑑ミ炭價値上ノ件

一、靜鑛業所互助會脫退ニ關スル件

一、其他重要事項

昭和十三年一月十五日
石炭鑛業互助會
各炭坑所長殿

第二回強調週間ニ對スル副會長ノ挨拶

謹啓陳者第二回強調週間ニ對スル當會副會長ノ挨拶別紙御送附申上候從業者集合ノ機會ニ朗讀趣旨徹底方御取計ト願上候
敬具

本會新入會員紹介

左記の通り高辻炭礦が入會致されましたから御紹介致します。

入會月日 昭和十三年一月一日

礦名 高辻炭礦 (電話香春五六番)

所在地 田川郡伊田町

鑛業權者 高辻角太郎

第二回鑛業報國運動強調週間に就て

茲に昭和十三年の新春を迎へ萬邦無比、萬世一系の我が皇室の彌榮に榮えますことは我等一億同胞の欣喜惜く能はざるところであります。

顧れば昨年七月七日蘆溝橋事件以來暴戾支那膺懲の聖戰茲に半歳今や皇軍は北支は固より中南支に陸に海に連戰連捷

着々戦果を收め、客臘十二月十三日遂に世界戦史上特筆大書すべき首都南京を攻略し今や占領各地に防共親日の新政權が生れつゝあるは洵に御同慶の至りであります。然るに蔣介石一派の國民政府は英、蘇其他第三國に依存し、ゲリラ戰術を以て飽迄長期抗戰を叫びつゝあり、而も古來馬上天下を取るは易く馬上天下を治むるは難し、換言すれば破壊は易く建設は難しと謂ふべきである、故に事變の終結は未だ豫測を許さず、國民は協力一致益々銃後の護を固くしなければならぬのであります。

特に現代戦は國力戦であり産業戦である、銃後に強力な産業がなければ終局の勝利は得られない。而も凡ゆる産業の原動力をなすものは石炭であつて従つて諸君の掘り出す一塊の石炭こそ戦争の勝敗を決する鍵といふべきであります故に吾等石炭鑛業に従事するものは非常時日本の産業戦士として奮起すべき秋であります。

昨年十二月五日より福岡鑛山監督局主催の下に鑛業報國運動提唱され我が互助會所屬炭鑛は卒先して敢然起つて之に協力し、其の第一回強調週間を十二月十三日より十九日まで

として諸君の協力により相當効果を挙げたるは私の最も欣快とし満腔の誠意を披瀝して感謝するところであります今回一月十六日より二十二日迄の一週間を第二回鑛業報國強調週間として層一層諸君の協力を要望し、本運動により官民勞資一丸となつて滅私奉公時局打開を圖りたいと思ふのであります。

私は諸君が現下時局に際し日本國民として重大なる産業的使命を擔つてをることを自覺せられ緊禪一番報國の赤誠を捧げ銃後人の責務を完了せられんことを切望する次第であります。

以上御挨拶申上げます。

昭和十三年一月十六日

互助會副會長

野上辰之助

鑛夫の雇傭勞役に關する講演(八)

前福岡鑛山監督局監督官補 坂本行敬

雇傭勞役規則

只今から雇傭勞役規則について申述度と存じます、抑々雇傭勞役規則は鑛業經營上其の鑛山の憲法とも申して差支なく、殊に勞務管理上密接な事項が規定せらるゝ譯でありまして、其の規定の適否並に此の規則勵行の如何は、事業經營上重大なる關係を有しますことは、今更申す迄もないこととあります、而して此の規則に規定すべき事項は、曩に鑛夫勞役扶助規則第一條の解説を致しました際申述べましたが、本日は此の雇傭勞役規則の規定上の注意及各鑛山に於て實施の狀況を私が觀た所に基きまして率直なる意見

を述べて見度いと存じます。之れは將來圓滿なる規則の勵行に依りまして作業能率の増進は勿論同時に災害防止にも重大なる効果をもたらすものと信ずるからであります。本日は皆さん方自づからの鑛山の雇傭勞役規則を御持参のことと存じますが、各鑛山によつて多少規定の内容が異つて居りますので、便宜上一應監督局で定めて居ります雇傭勞役規則の様式を左に御示し致しまして其の様式の規定を標準として御話を進むることに致します。

様式

雇傭勞役規則(變更)許可申請

何縣採掘權登錄第

號何々鑛山

右雇傭勞役規則別冊ノ通制定(又ハ變更)致度候間御許可相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

住所

鑛業權者(又ハ鑛業代理人) 氏名(名稱) 印

福岡鑛山監督局長

殿

雇傭勞役規則

第一章 鑛夫業務ノ種

第一條 鑛夫ノ業務ノ種類左ノ如シ

一 採鑛夫(又ハ採炭夫)ノ業務

採鑛(又ハ採炭)及採鑛(又ハ採炭)ニ必要ナル坑道ノ開鑿ニ從事スルモノ

二 支柱夫ノ業務

梓留、支柱、木積其ノ他坑道修理ニ從事スルモノ

三 手子(又ハ後山)ノ業務

採鑛(又ハ採炭)、支柱ニ從事スル先山ノ手摺

四 運搬夫ノ業務

坑内外ニ於ケル鑛石(又ハ石炭)ノ運搬及材料等ノ運搬ニ從事スルモノ

五 選鑛夫(又ハ選炭夫)ノ業務

坑外ニ於ケル鑛石(又ハ石炭)ノ選別ニ從事スルモノ

六 製鍊夫ノ業務

燒鑛、熔鑛、及鍊銅、何々等ニ從事スルモノ

七 火夫ノ業務

汽鑛ノ焚火ニ從事スルモノ

八 機械夫ノ業務

捲揚機、唧筒、電動機、汽鑛ノ給水、選炭機其ノ他諸機械ノ運轉ニ從事スルモノ

九 工作夫ノ業務

修繕、大工、鍛冶、鑄造、旋盤、保線工等ニ從事スルモノ

十 何々夫ノ業務

何々何々ニ從事スルモノ

十一 雜夫ノ業務

坑道ノ掃除、安全燈ノ掃除、杭木整理、鑛業所納屋掃除、道路ノ修繕等ニ従事スルモノ

(注意) イ、業務名ノ下ニ其ノ性質、細目等ヲ鑛山ノ實際ニ徴シ可成詳記スルコト
ロ、本條業務名ノ下ニ例示シタル事項ハ鑛山ノ實情ニ恰適セザルモノアルベク鑛山ニ於テ(イ)ノ趣旨ニ依リ適宜取捨スルモ妨ゲナシ

第二章 雇入ノ手續

第二條 鑛夫ヲラントスル者ハ氏名、生年月日、本籍、履歴ノ概要ヲ口頭又ハ書面ニテ申出デ雇傭ヲ申込ムベシ

前項ノ申込アリタルトキハ調査ノ上所定ノ身體検査ヲ行ヒ合格シタル者ヨリ雇入ルベシ

鑛夫ハ其ノ雇入ニ際シ確實ナル保證人何人以上連署ノ上別記様式ノ誓約書ヲ差出スベシ

鑛夫ハ其ノ雇入後三十日以内ニ自己ノ戶籍謄本又ハ抄本ヲ差出スベシ

第三條 鑛夫雇入後三十日以内ヲ試ノ雇傭期間ト爲スコトアルベシ

(注意) 第三條ハ鑛山ノ必要ニ應ジ規定スベキモノナルニ依リ必要ナクハ規定セザルコト

豫告スルカ又ハ豫告ヲ爲サズシテ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給シテ即時解雇ス

一 鑛夫身體虛弱傷痕疾病其ノ他ノ事由ニ依リ就業ニ堪ヘズト認メタルトキ

二 鑛業ヲ休止シ又ハ廢止スルトキ

三 業務ノ都合ニ依ルトキ

四 鑛夫試ノ雇傭期間中ニ在ルトキ

前項ノ豫告期間中ニハ左ノ期間ヲ算入セズ

一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間

二 産前又ハ産後ノ女子鑛夫勞務扶助規則第十五條

ノ規定ニ依リ休業スル期間

三 鑛業權者ノ都合ニ依リ鑛夫臨時ニ休業スル期間

但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此限ニ在ラズ

第二項ノ手當ノ標準タル賃金ハ鑛夫勞務扶助規則

第二十九條ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第五條

左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ鑛夫ハ何時ニテモ雇傭契約ヲ解除スルコトヲ得

第三章 解雇ノ事由及手續

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ何時ニテ

モ鑛夫ヲ解雇スルコトアルベシ

一 鑛夫罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 鑛夫法令又ハ法令ニ基ク當鑛山所定ノ規則ニ違背シ其ノ情狀重キトキ

三 鑛夫故意ニ鑛山ノ秩序ヲ亂シ若ハ作業妨害ニ依リ鑛業權者ニ著シキ損害ヲ蒙ラシメタルトキ

四 鑛夫常時怠惰粗暴ナルカ又ハ甚シキ不正ノ行爲アリタルトキ

五 鑛夫正當ノ事由ナクシテ無届缺勤引續キ十五日以上ニ及ビタルトキ

六 試ノ雇傭期間中ニ在ル鑛夫ニシテ雇入後十四日以内ナルトキ

七 天災事變ニ因リ鑛業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ鑛夫ヲ解雇セントスルトキハ少クとも十四日前ニ其ノ旨鑛夫ニ

一 鑛夫身體虛弱傷痕疾病其ノ他ノ事由ニ依リ就業ニ堪ヘザルトキ

二 鑛業權者又ハ其ノ係員カ鑛夫又ハ其ノ家族ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキ

三 所定ノ通賃金ヲ支拂ハズ又ハ扶助料ヲ支給セザルトキ

四 所定ノ就業時間以上ニ強要就業セシメタルトキ

五 試ノ雇傭期間中ニ在ル鑛夫ニシテ雇入後十四日以内ナルトキ

六 其ノ他己ムヲ得サル事由アルトキ

鑛夫自己ノ都合ニ依リ雇傭契約ヲ解除セントスルトキハ少クとも十四日前ニ其ノ旨當鑛山ニ豫告スベシ

第六條 鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ依リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由

ヲ記載シタル證明書ヲ交付ス

(注意)

試ノ雇傭期間ヲ定メザルモノニアリテハ第四條第一項第六號及第二項第四號又ハ第五條第一項第五號ヲ規定セザルコト

第四章 歸郷旅費支給ニ關スル事項

第七條

鑛夫左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ解雇又ハ扶助廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷セントスルトキハ其ノ必要ナル旅費ヲ支給ス

- 一 第四條第一項第六號ニ依リ解雇セラレタルトキ
- 二 第四條第二項ニ依リ解雇セラレタルトキ
- 三 鑛夫勞役扶助規則第十八條又ハ第十九條ニ依リ扶助ヲ受クル者解雇セラレタルトキ

四 鑛夫勞役扶助規則第廿條別表第八級以上ニ該當スル者解雇セラレタルトキ

五 鑛夫勞役扶助規則第二十七條ニ依リ扶助廢止セラレタルトキ

(注意) 試ノ雇傭期間ヲ定メザル場合ニ於テ、本條第一號ノ規定ヲ爲サザルコト

第五章 賃金ノ支拂方法及支拂期日

第八條 賃金ノ種類及計算方法左ノ如シ

- 一 日額拂、是ニ屬スル鑛夫ハ何々何々(第一條ノ鑛夫ノ業務名ヲ記載ノコト)トシ業務ノ種類、

技倆ニ依リ所定ノ一就業時間ニ對スル日給額ヲ定メ就業日數ニ應ジ計算ス

- 二 稼高拂、是ニ屬スル鑛夫ハ何々何々(第一條ノ鑛夫ノ業務名ヲ記載ノコト)トシ仕事ノ難易ニ從ヒ噸、間、尺、坪、棹、等ニ依リ賃金ノ單價ヲ定メ其ノ出來高ニ應ジ計算ス時トシテ仕事ノ總量ヲ何程ト定メ之ニ從事シタル者ノ賃金ヲ計算スルコトアルベシ

賃金ノ單價及共同作業ノ場合ニ於ケル割當方法ハ豫メ鑛夫ニ明示ス

早出又ハ居殘ヲ爲サシメタルトキハ時間割賃金ノ外其ノ何割以上ノ割増賃金ヲ支拂フ

鑛夫勞役扶助規則第二條又ハ全第十一條ニ依リ休日ニ就業セシメタルトキハ日額賃金又ハ稼高賃金ノ外何割以上ノ割増賃金ヲ支拂フ

火藥ヲ使用スル場合ニ於テハ鑛山ヨリ火藥ヲ交付シ其ノ代價ヲ稼高ヨリ控除シタルモノヲ以テ賃金トス

第九條

賃金ハ其ノ月一日ヨリ十五日マデノ分ヲ其ノ月二十日、二十六日ヨリ月末マデノ分ヲ翌月五日ニ支拂フ但シ鑛夫ノ請求アル場合ハ賃金ノ八割迄ハ何時ニテモ之ヲ支拂フ但シ鑛夫ノ妻子其ノ他家族ノ外代理受取ハ已ムヲ得ザル場合ニ非ザレバ之ヲ認メザルモノトス

鑛夫ノ死亡又ハ解雇其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ賃金支拂期日ニ拘ラズ速ニ支拂フ爲スベシ鑛夫ノ無斷退去等ノ事山ニ依リ賃金ヲ支拂フコト能ハザルトキハ一年間ハ之ヲ保管シ其ノ後ハ鑛夫ノ債務ニ充當シ尙ホ殘餘アルトキハ鑛夫ノ福利施設ニ使用スルモノトス (未完)

日銀卸賣物價續騰

十二月 前月より一分五厘方

日本銀行調査十二十二月の東京卸賣物價指數は二四一

・二と前月に比し一分五厘方續騰し十二月五月の位置に復するに至つた

商品類別に就て觀るに金屬類、建築材料、食料品等は依然騰勢を持續し、又從來海外市況の軟調に因り低落を辿つた纖維品にありては生糸の續落を除き綿、人絹糸布等

は昂騰を示した、唯雜品類の軟調は主としてゴムの低落に因る

調査品目百十品中騰貴六十品、低落十八品、保合三十二品にして商品類別並に主要品目の騰落割合は左の通りである (△印低落)

商品前月比 前年同月比較
類別較% 騰 貴 低 落

食用農産物	一〇	一三五	内地米、朝鮮米、臺灣米、大麥、稗麥、内地小麥、外國小麥、小豆	内地大豆、滿洲大豆
其他食料及嗜好品	一六	五四	小麥粉、分蜜糖、精糖、牛肉、鵝卵、魚類、罐詰、茶	豚肉、大豆油、種子油
纖維原料品	一八	△二〇	紡績絹糸、人造絹糸、米棉、印棉、線糸、毛糸	生糸、羊毛
布帛類	二〇	△〇九	羽二重(内地向)縮細(輸出向)絹裏地、綿、仙、富士絹、人絹、綾木綿、粗布、金巾、天竺、白木綿、麻布	羽二重(輸出向)縮細(内地向)毛斯縮
建築材料	三五	△五七	内地材、外國材、洋灰、板硝子、燧表、石材	瓦
金屬類	三三	五七	鋼、銅、亜鉛、錫、眞鍮、亜鉛鐵板、鋇力、釘	
燃料	〇九	二八	石炭、骸炭	木炭
肥料	一〇	二四〇	硫酸、過磷酸、石灰、窒素、魚肥	大豆粕
工業材料	一七	二〇〇	硫酸、鹽酸、苛性曹達、曹達灰、晒粉	グリセリン

其他 △三九 (塗料、珪瑯鐵器)
總平均 一五 (二〇品) 二二 (六〇品) (一八品)

▲主要品目騰落割合(割合%)

品目	前月比較	前年同月比較
内地米	一〇	一五・三
内地小麥	一〇	一四
分蜜糖	二七	一五・〇
生糸	△四・五	△三・五
米棉	一〇	△六・〇
羊毛	△三・七	五・六
綿糸	五・五	△二・一
人造絹糸	一四・〇	△三・四
羽二重(輸出向)	△五・九	△三・四
金	五・五	△五・七
外國材	二・六	六・八
鋼	二・三	五・一
銅	五・一	五・七
石炭	一・四	三・二
硫酸	二・七	三・三

石炭船運賃

一、汽船運賃

1、遠洋

季節荷動きの大宗たる世界農産物の歐洲大陸向輸送引合が減退し、就中、南米の不作で同方面よりの積出が豫期以上に香しくないため船腹需給に變調を來し、倫敦市況は九月を頂上に落調を辿つたが今月に入つても依然市況は香しくない。

一方我邦を中心とする航路を復航蒐荷難は益々甚だしくなり、往航貨物も漸減傾向を示す情勢に在り、全面的に一段と不振に陥つてゐる。

2、近海

近海船腹の増加と遠洋の各方面を通ずる悲觀狀勢で近海も一般に先安氣分が漲つてゐる。

3、石炭

週末の今市場は期近物の出廻り一服し而も室蘭、小樽、若松等主要地の船込み關係の影響と大型船の引續く歸航から運賃も週初に比し三十錢方安値を唱へられ目先舊正月明け頃迄暫時此邊の軟保合と見られ若松―京濱四圓五〇錢、若松―伊勢四圓内外、室蘭―京濱四圓五、六〇錢、小樽―京濱六圓以内を唱へられて居る。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月同期
京濱	四・五〇	五・二、三〇
川崎	四・七〇	五・五〇
伊勢灣	四・〇〇	四・八、九〇
大阪川入	二・五〇	二・五〇
仁川	三・一五	三・二〇

一月七日迄の海運特報に據る

二、帆船運賃

需要期に入りたる石炭荷動は愈々活況を呈し、船腹飢饉は天候の關係により益々拍車を加へ運賃は一舉に阪神二十

四錢値上決定次の通りである。

一月若松港協定運賃表

若松海運互親會

(單位壹匁ニ付)

仕向地	運賃 前年同期	仕向地	運賃 前年同期
和歌山縣		和歌山	二、七二
由良	二、五七	吉見	二、八五
大阪府		岸和田	二、六三
樽井	二、八五	大阪	二、七二
佐野	二、八五	西ノ宮	二、七二
堺	二、〇三	洲本	二、九〇
兵庫縣		江井ヶ島	二、九七
尼ヶ崎	二、九七	別府	二、八七
神戸	二、九七	曾根	二、八三
明石	二、九七		
二見	二、八七		
高砂	二、七六		
岡山縣		岡山	二、七二
木場	二、七二	那波	二、七二
網干	二、七二	赤穂	二、七二
相生	二、七二	飾磨	二、七二
岡山縣		牛窓	二、七二
片上	二、七二	岡山	二、七二
鹿忍	二、七二	宮ノ浦	二、七二
岡山川入	二、七二	小串	二、七二
幸西	二、七二	宇野	二、七二
彦崎	二、七二	日比	二、七二
玉	二、七二	味野	二、七二
田ノ口	二、七二	笠岡	二、七二
玉島	二、七二	福山川入	二、七二
廣島縣		福山	二、七二
福山	二、七二	因ノ島	二、七二
福山	二、七二	糸崎	二、七二
尾ノ道	二、七二	竹原	二、七二
三原	二、七二	吳	二、七二
阿賀	二、七二	宇品	二、七二
廣島川入	二、七二		

武士の經濟

昔の武士は貯金をしなかつた。しても預けて利息を買ふような事はしなかつた。

武士の本分は、戦である。いつ如何なる場合でも一令が掛れば戦ひに赴かねばならぬ。然も、其の場合、一分間の遅速を争ふ。貯金を引出しに行つたのでは間に合はない。利息を計算して居るようでは、浮世に未練があつて、命を戰場に捨てられない。尤も、武士にも軍用金の必要はあつた。それは具足櫃の中へ入れて置く。まさかの場合は金よりも食物が大切である。武士の經濟は、第一は武器の調達第二は食物であつた。

昔、ある大名の勝手掛が商人の處へ金を借りに行つた。貸さない。それでは、君命に對して申譯がないから、腹掻き切つて相果てると脅かした。すると、商人は、左様な料簡では一屑金は貸されないと斷つた。

一方は、名譽、他方は、貸借の責任に重きを置く。立場の相違が此の話を不成立にしたのであつた。

山口縣	岩國	三田尻	徳島縣	徳島	撫養	香川縣	小豆島	林田	丸龜	觀音寺	愛媛縣	川ノ江	新居濱	今治	堀江	三津濱	宇和島						
今津川入	二、一五	一、七五	小松島	二、七二	二、三三	高松	二、二五	坂出	二、二五	一、九四	西條	二、四七	壬生川	二、二五	菊間	二、二五	高濱	二、二五	長濱	二、二五	八幡濱	二、二五	一、九四

備考 一 各地行共二五〇應以上ハ上記運賃ヨリ應引ノ事
二 各地行共二五〇應以下ハ上記運賃ヨリ應引ノ事
三 大阪行ニシテ荷揚ゲノ際分ケスルモノハ上記運賃ヨリ應引ノ事

厚生省

國民体位の向上と銃後生活安定のために新設された厚生省は愈一月十一日店開きをした、体力、衛生、豫防、社會、勞働の五局と保険院を以て構成するが民族發展のため何れ劣らぬ重要部門で新省のお役人合せて九百名の大世帯、内閣十三省中でも最も大きなお役所である十一日午前十時半近衛首相揮毫の例の「厚生省」の看板を早速麴町區大手町の元社會局跡に掲げ保険院關係三百名がこゝに移ることになった、他の五局はバラツク廳舎の出来るまで已むを得ず「内務省」の三、四階に假住居だが初代兼任木戸厚生相、廣瀬初代次官以下大したハリキリ方である。

近衛首相は厚生省の新設に當り十日左の如くその趣旨を語つた

「凡そ國民の健康を増進し國民体力の向上をはかり以て國民の精神力及び活動力を充實すると共に各種の社會政策

で居る我國民の体格水準のことである、非常時局の掛け聲が高いのに拘らず壯丁検査の結果から見ると最近我國青年の体格は年々低下し且つ風儀が著しく悪くなつて居るので陸軍及文部省ではやつきとなつてそれが對策を考究してゐる。

併しこれは我國ばかりの問題ではない、歐洲大戰に参加して獨、佛、ソ蘇等も大戰當時の慘憺たる戰禍の影響下に生れた幼児が現在丁度軍務に服するやうになつて居り、それが、また著しく質的に劣つて居るので、其の對策に各國とも全力を盡して居ると傳へられてゐる。新設厚生省は國民体位向上を第一の目的として誕生したのである。

健全通貨 健全通貨とは主として通貨政策に就いて云はれて居る言葉である。

一口に云ふとインフレ政策の反對が健全通貨政策であるインフレ政策が貨幣價值の引下政策であるのに對して、これは貨幣價值の維持政策乃至引上政策である、だから先づインフレを呼び起すやうな財政の膨脹即ち赤字公債政策などは極力避けて増税政策をとらなければならぬ、又外國

的施設を擴充して國民生活の安定をはかることは我國産業經濟及國防の根本をなす重大事である。然るに我國に於ては從來この方面に於ける施設及行政は尙十分でなく國民体力は顧みて遺憾の点少なからぬものがあり、この趨勢を以てしては帝國の前途誠に憂ふべきものありと言はねばならぬ、政府はこの情勢に鑑み昨年七月新省設置の方針及その要項を決定し議會に於て關係豫算の成立を見たが、時偶々支那事變の勃發に遭ひその進展に伴ひ更に慎重なる考慮を経て今日これが開設を見た、厚生省に於ては右目的達成のため直接体力の向上を目標とする諸施設の擴充強化を圖ると共に國民生活の根底に遡り廣く國民の日常生活を改善合理化して國民の福祉増進の上に適切有効なる方策を確立せんとするものである、特に現下の情勢に顧みれば事變中及事變後に於ける銃後の社會的諸施設の擴充徹底、國民保健國民福祉の諸方面にわたり實に刻下喫緊の要務で、これらに關する諸般の事業を綜合統一し且つこれを擴充實施するため茲に厚生省の創立を見るに至つたのである……」

國民体位

廣義國防の見地から最近特に陸軍が強調し

爲替の維持及金準備の充實を圖つて通貨に對する信用の動搖を防止しなければならぬ、更に高金利政策をとつて徒らなる信用膨脹を防止しなければならぬ等々である。

管理通貨

通貨はその國に金本位制若は銀本位制が維持されて居る限りは、金又は銀によつてその價值が決定されるから問題は生じないが、一度本位制から離れたとなると貨幣の價值を定める標準が無くなつて、放置して置けば無際限に下落すると云ふ結果になる。そこで政府はあらゆる方法を以て貨幣の信用を維持して國內の物價水準を動搖せしめないように圖る、例へば中央銀行に或る程度の準備金を備へるとか、爲替平衡資金を設けて爲替の賣買を行ひ又は金の海外現送によつて、爲替を維持するとか、金利策や公債の市場賣買操作をなして通貨量の調節をするとかする。

かうした政策の一切を通貨管理と云ふのである、だから現在の金本位離脱國は何れも管理通貨國と云へるのである

退職積立金及退職手当法令集

内務省社會局勞働部

目次

- 一、退職積立金及退職手当法
- 二、退職積立金及退職手当法施行令(案)
- 三、退職積立金及退職手当法施行規則(案)
- 四、退職積立金及退職手当法ニ關スル事務取扱方針
- 五、退職積立金及退職手当法ニ關スル規程準則
- 六、報告並裏帳様式

一、退職積立金及退職手当法

第一章 總 則

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニシテ當時五十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業

主務大臣ハ事業ノ種類又ハ規模ヲ限リ本法ノ適用ヲ除外スルコト

ヲ得

第二條 本法ノ適用ヲ受クル事業ガ規模ノ縮少其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ事業主其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ツル迄ハ前條ノ規定ニ拘ラズ仍本法ヲ適用ス

第三條 第一條第一項各號ノ事業ニシテ本法ノ適用ヲ受ケザルモノノ事業主退職積立金、退職手当積立金又ハ退職手当及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ事業ニ第十一條、第十六條及第十七條中積立ノ率ニ關スル規定並ニ第三十條第三項ノ規定ヲ除外クノ外本法ヲ適用ス前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ヲ廢止又ハ變更セントスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第四條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ勞働者ガ引續キ承継人ニ使用セラルトキハ其ノ勞働者ト從前ノ事業主トノ間ニ本法ニ依リテ生ジタル法律關係ハ承継人ニ移轉ス

前項ノ場合ニ於テ積立金ノ承継ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第五條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル勞働者ノ中左ニ掲グル者ニハ本法ヲ適用セズ但シ第一號若ハ第二號ニ該當スル者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第三號ニ該當スル者一年ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ本法ヲ適用ス

一 六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 日雇入レラルル者

三 季節的事業ニ使用セラルル者

前項第三號ノ季節的事業ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ依リ積立金ノ積立若ハ運用退職積立金ノ支拂又ハ退職手当ノ支給其ノ他本法ノ施行ニ關スル事項ニ付必要ナル検査ヲ爲シ又ハ事業主ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ事業主ノ積立ツベキ退職手当積立金及準備積立金ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル勞働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七ニ相當スル額以下トス

第九條 本法ノ適用ヲ受クル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ退職積立金支拂又ハ退職手当支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ仍本法ヲ適用ス

第十條 本法ハ政府ノ事業ニ之ヲ適用セズ

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二章 退職積立金

第十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ各勞働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ積立ツベシ

災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十二條 勞働者退職(解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同ジ)其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ非ザレバ前條ノ退職積立金ノ支拂ヲ受クルコトヲ得ズ

第十三條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル上勞働者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ勞働者ノ退職積立金ヲ運用スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムル額ノ國債ヲ供託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ前項ノ國債ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

勞働者ハ事業主ノ運用シタル退職積立金ニ關シ前二項ノ規定ニ依リ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ退職積立金ヲ運用シタル場合ニ於テ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ運用シタル金額ニ前條第一項ノ利子ヲ附シタルモノヲ退職積立金トシテ其ノ労働者ニ支拂フベシ

第十五條 退職積立金ノ支拂ヲ受クルノ権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差戻フルコトヲ得ズ

第三章 退職手當

第十六條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ

災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十七條 事業主ハ前條ノ退職手當積立金ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 前二條ノ退職手當積立金ハ計算期毎ニ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ但シ前條ノ退職手當積立金ニ限リ事業主豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勤務年限勤務状態其ノ他ニ依リ異ル率ヲ以テ労働者別ニ計算スルコトヲ得

第十九條 事業主ハ退職手當積立金ヨリ生シタル利子(第二種所得税又ハ資本利子税ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引キタル金額)及

第二十一條第一項ノ規定ニ依リ退職手當積立金ヲ運用シタル場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十條 退職手當積立金ノ積立ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ財産ト分別シテ左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

一 郵便貯金
二 銀行ノ預金
三 金 錢 信 託
四 登 録 國 債

第二十一條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ退職手當積立金ヲ運用スルコトヲ得

第二十二條 本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ハ所得税法、營業收益法及臨時利得税法ノ適用ニ付テハ之ヲ總損金又ハ必要ノ經費ト看做ス

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第二十三條 退職手當積立金ノ拂戻又ハ償還ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依リ退職手當ヲ受クベシテ支給スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受ベクキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ノ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額ト爲スベシ

キ者第二十四條第一項第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ特別手當ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨ゲズ

第二十四條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當トシテ支給スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

一 第十八條、第十九條第二項及第二十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ労働者ノ計算ニ屬スル金額
二 第十六條第一項ノ規定ニ依リ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給シ退職手當積立金ヲ以テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事業主ノ他ノ財産ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ

労働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手當ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

第二十五條 前條第一項但書ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生シタルトキハ事業主ハ第二十六條第一項ノ特別手當ニ充ツル爲メ積立金(特別手當積立金)トシテ之ヲ保留スベシ

第二十六條 事業主事業ノ都合ニ依リ労働者ヲ解雇シタルトキハ退職手當トシテ第二十四條第一項ノ金額ノ外特別手當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當)ヲ加算

シテ支給スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受ベクキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ノ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額ト爲スベシ

第二十四條第二項ノ規定ハ特別手當ノ支給ニ之ヲ準用ス

第二十七條 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ特別手當積立金ノ限度ヲ定メタルトキハ其ノ限度ヲ超ユル金額ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二十八條 事業主ハ第十九條第二項ノ計算期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘剰ヲ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依リ餘剰ヲ積立ツル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十九條 本法ニ依リ退職手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ労働者退職事由其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ少クトモ勤続一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル退職手当(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給スベシ此ノ場合ニ於テハ第二十四條第一項但書及第二十六條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第二十条乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ第一項ノ準備積立金ニ、第二十四條第四項、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ第一項ノ退職手当ニ之ヲ準用ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

第四章 退職金審査會

第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手当ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起スルニハ退職金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 罰 則

第三十三條 事業主第二十一條第一項(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ許可ヲ受ケズシテ退職手当積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケザルニ拘ラズ其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員退職手当積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同ジ

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項、第十一條第一項、第十四條、第十六條第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項(第二十一條第二項、第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十七條又ハ第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザルトキ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準備積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スベキ退職手当トシテ勤続一年ニ付標準賃金十二日分以内ニ相當スル金額(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分以内、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分以内ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給セザルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者方法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四十條 労働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ最初ノ

期間ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ第二十四條第一項第二號ノ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額トス

第四十一條 事業主及労働者ノ出捐ニ係ル組合ガ本法施行ノ際現ニ退職手当ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十一條ノ規定ニ依リ積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ得

第十七條ノ規定ニ依リ退職手当積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ得

前項ノ組合ガ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ支給スベキ金額ヲ支給セザルトキハ事業主ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ労働者ニ支給スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル労働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職手当及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ退職手当ニ之ヲ準用ス

第四十三條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ニ於ケル本法適用前ノ退職手当規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルルコトナシ但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依リ退職手当ヲ支給スル場合ニ於テハ従前ノ規程ニ依リ支給スベキ退職手当ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

退職積立金及退職手当法ニ依ル退職手当積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同ジ

二、退職積立金及退職手當法施行令(案)

第一章 總 則

第一條 退職積立金及退職手當法ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク
 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
 二 通 勤 手 當
 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
 四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ
 賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタル健康保險組合ノ被保險者タル労働者ニ付テハ其ノ定ニ依リ之ヲ算定ス
 第二條 退職積立金及退職手當法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ一定ノ期間中ノ賃金ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間中ニ支拂ハルベキ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス
 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ労働者ノ各一月ノ賃金ハ

第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一號ヲ加フ
 五 退職積立金及退職手當法ニ依リ積立金ノ預入金

前項ノ規定ニ拘ラズ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ一月中當該労働者ニ支拂ハルベキ賃金ナキトキハ其ノ一月ニ於ケル其ノ者ノ賃金ハ之ヲナキモノト爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
 第三條 退職積立金及退職手當法ノ標準賃金ハ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ算定シタル金額トス
 前項ノ規定ニ依リ金額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ從前ニ比シ著シク低額ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シテ事業主適當ナル金額ヲ定ムベシ
 第四條 退職積立金及退職手當法第八條ノ賃金ハ左ノ各號ノ金額ノ合算額トス
 一 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間ノ末日ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金
 二 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間中ニ退職(解雇及死亡ヲ含ム以下ニ同ジ)其ノ他ノ事由ニ因リ同法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル労働者ノ賃金ニシテ退職手當積立金及準備積立金ノ積立ノ基準ト爲シタル金額
 第五條 道府縣又ハ道府縣ト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テハ道府縣同法第十一條ノ規定ニ依リ退職積立金若ハ同法第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ

爲サズ又ハ同法第十一條若ハ第十六條及第十七條ニ規定スル率ト異ナル率ノ積立ヲ爲スコトヲ得
 市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ又ハ市町村其他之ニ準ズベキモノト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ニ同ジ
 行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
 第六條 事業主ハ退職積立金、退職手當積立金及準備積立金並ニ退職手當ニ關シ計算ヲ爲ス場合ニ於テ一錢未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス
 第七條 本令中行政官廳トアルハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下ニ同ジ)、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

第二章 退職積立金

第八條 退職積立金トシテ積立ツベキ金額ノ計算ハ豫メ事業主ノ定メタル一月以内ノ一定ノ期間中ノ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス
 事業主ハ退職積立金トシテ積立ツベキ金額ノ前項ノ期間毎ニ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スベシ但シ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコト能ハザルトキハ其ノ次ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコトヲ得
 第九條 退職積立金ノ積立ハ前條第二項ノ規定ニ依リ控除ノ都度遲滞ナク之ヲ爲スベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ一定ノ時期ニ取纏メ積立ヲ爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
 第十條 退職積立金ノ積立ハ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ労働者ノ他ノ財産ト分別シテ郵便貯金、銀行ヘノ預金、金錢信託、登錄國債其ノ他確實ナル方法ニ依リ之ヲ爲スベシ
 行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ積立ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金錢信託ノ法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ支拂ニ付事業主ノ證明ヲ必要トスル方法ニ依リ之ヲ爲シ通帳又ハ證書ハ事業主之ヲ保管スベシ
 登錄國債ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ登錄ノ變更又ハ除却等其ノ登錄國債ニ關スル請求ハ事業主之ヲ爲シ其ノ登錄國債ノ元利金ノ支拂又ハ登錄除却ノ場合ニ於ケル證券ノ引渡ハ日本銀行之ヲ事業主ニ爲スベシ
 第十一條 退職積立金ノ積立ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金錢信託ノ方法ニ依リ場合ニ在リテハ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲スコトヲ以テ、登錄國債ノ方法ニ依リ場合ニ在リテハ甲種國債登錄簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ以テ之ヲ爲ス

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金錢信託ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ニ付テハ郵便官署、銀行又ハ信託會社其ノ受入又ハ引受ヲ爲シタルトキハ事業主ノ請求ニ依リ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲シ尙貯金原簿又ハ之ニ準ズベキ帳簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ
 登錄國債ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ニ付テハ日本銀行ハ事業

主ノ請求ニ依リ甲種國債登錄簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲ス
 第十二條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法
 ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ事業主ハ労働者ガ退職
 積立金ヲ支拂フ受ケルニ必要ナル事業主ノ爲スベキ手續ヲ遅滞ナ
 ク完了スルコトヲ要ス
 前項ノ場合ニ於テ事業主ハ退職積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹
 消ヲ請求スベシ

第十三條 事業主ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退
 職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ労働者ノ賃
 金ヨリ控除シタル金額ニシテ積立ヲ爲サザルモノアルトキハ之ヲ
 支拂フベシ

第三章 退職手當

第十四條 事業主ハ退職積立金及退職手當法第十六條ノ規定ニ依ル
 退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ヲ定メ豫メ行政官廳ニ
 届出ヅベシ
 行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ計算ノ期間ノ變更ヲ命ズ
 ルコトヲ得

第十五條 退職退立金及退職手當法第十六條及第十七條ノ規定ニ依
 リ積立ツベキ退職手當積立金ノ計算ハ其ノ計算ノ期間中ニ於ケル
 退職積立金ノ計算ノ期間毎ニ労働者別ニ之ヲ爲スコトヲ得
 第十六條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ退職手當
 積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ハ法人タル事業主ニ在リテハ事

業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年トス
 第十七條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベ
 キ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス

- 一 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ
 拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル割合ガ年百分ノ五ヲ
 超ユ年百分ノ七・五以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分
 ノ七・五ヲ超ユ年百分ノ十以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、
 年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但
 シ利益配當金額ガ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割
 合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得
- 二 個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額ガ一
 萬圓ヲ超ユ二萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ
 超ユ三萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユル
 トキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ純益金額ノ百分ノ
 六十ガ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

前項ノ事業年度ハ當該事業年度又ハ直前ノ事業年度、曆年ハ當該
 曆年又ハ直前ノ曆年トシ事業主ノ選擇スル所ニ依ル但シ選擇シタ
 ル事業年度又ハ曆年ハ労働者ノ不利益ニ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
 行政官廳事業主ノ爲シタル利益配當金額、純益金額又ハ積立ノ金
 額ノ算定不當ナリト認ムルトキハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スル
 コトヲ得
 詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ行政官
 廳ハ其ノ認可シタル金額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
 第十八條 第十一條ノ規定ハ退職手當積立金及準備積立金ニ之ヲ準

用ス

第十九條 郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託又ハ登録國債ノ方法
 ニ依リ積立ヲ爲シタル退職手當積立金又ハ準備積立金ガ退職手當
 積立金又ハ準備積立金タラザルニ至リタルトキハ事業主ハ退職手
 當積立金又ハ準備積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベ
 シ

第二十條 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ
 在リテハ曆年終了後其ノ期間中ニ於ケル賃金、退職手當積立金及
 準備積立金ノ積立額並ニ賃金ニ對スル積立額ノ比率ヲ記シタル計
 算書ヲ所得税又ハ營業收益税ニ關スル申告ノ際稅務署ニ提出スベ
 シ

第四條ノ規定ハ前項ノ賃金ニ之ヲ準用ス
 第二十一條 退職積立金及退職手當法第二十四條第四項又ハ第三十
 條第四項ノ規定ニ依リ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者ノ配偶者ト
 ス

配偶者ナキ場合ニ於テ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者死亡當時之
 ト同一ノ家ニ在リタル労働者ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順
 位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同ジトキハ卑屬
 ヲ先ニス

第二十二條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順
 位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡

出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ
 之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲グル事項ニ付相同ジキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ
 先ニス

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ
 掲グル者ノ中一人ニ退職手當ヲ支給スベシ但シ労働者ノ遺言又ハ
 事業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ
 指定シタルトキハ之ニ從フベシ

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主
- 二 労働者ノ兄弟姉妹ニシテ労働者ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在
 リタル者
- 三 労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第四章 退職金審査會

第二十四條 退職金審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ退職積立金ノ支
 拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二十五條 退職金審査會ノ管轄區域ハ道府縣ノ區域トシ其ノ名稱
 及位置ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十六條 退職金審査會ハ會長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組
 織ス

第二十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
 委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ
 命ズ
 學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 退職金審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十條 審査ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル際其ノ使用セラレタル事業ノ所在地ヲ管轄スル退職金審査會ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ事業ノ所在地數府縣ニ亘ル場合ニ於テハ之ヲ管轄スル退職金審査會ハ内務大臣之ヲ指定ス

第三十一條 審査ノ請求ハ請求ノ趣旨ヲ明シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 審査ハ委員半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 審査ハ之ヲ公開セズ

第三十五條 工場監督官、鑛務監督官其ノ他ノ關係官吏ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 審査請求人又ハ關係人ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 退職金審査會審査ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ事件が管轄地ナルトキハ會長ハ之ヲ所轄退職金審査會ニ移送スベシ

第三十八條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第三十九條 退職金審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ審査請求人ニ交付スベシ

審査請求人ニ對シ決定書ノ原本ヲ交付スルコト能ハザルトキハ退職金審査會ハ其ノ決定書ノ謄本ヲ揭示板ニ揭示スベシ

第四十條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求ノ手續ヲ受繼グモノトス

附 則

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

退職積立金及退職手當法適用後初テ第八條第二項ノ規定ニ依リ賃金ヨリ控除スベキ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得(續)

彙

報

鑛業警察機構充實の爲

福鑛局十數萬圓要求

鑛山變災の頻發に對しては近來主務商工省の外保安警察の立場から内務省方面でも多大の關心を注ぎ對策に苦慮中であり客臘二回に亘る尾去澤事件は更にこれに拍車して中央地方關係當局の間に眞剣に論議されるに至つてあるが就中、全管内に四百内外の各種鑛山と要注意炭鑛八十個所見當を有する福岡鑛山監督局ではその特殊的地位に鑑み新年度對策として新規豫算要求による事業計畫を樹立し過般の監督局長並に鑛業課長會議に全國的問題として提案、個別的には小倉局長及び瀬尾鑛業課長等が數次上京して小川商相を始め鑛山局長に陳情これが貫徹に努力しつゝある模様である、而して同監督局樹立の原案要項としては大體左の如きものとみられる。即ち

- 一、鑛業警察機構の整備擴充
- (イ) 災害豫防調査機構として機械、電氣、土木、建築各科に亘る技術陣の完備(ロ) 監督部分、監督度數を徹底せしめるため監督官の増員(現在の二倍以上)及び常駐所(初年度五、六個所)の新設
- 一、勞務關係監督施設の改善擴充

即ち労働者の就業時間、交替制度などの改善と共に退職積立金並に同手當法などに關聯する退職給與金などの監督取締り

而して右事業豫算としては初年度大體十五萬圓乃至廿萬圓を計上、商工省追加豫算として新規に要求せしめんとする模様にかられるが今後軍需工業を始め各種産業の必然的擴充計畫實施に隨伴し鑛業界の現状は到底放任を許さぬものとして同監督局の意氣込みも素晴らしく従つて右事業計畫の成否に就いては多大の注目が拂はれてゐる

朝鮮の石炭消費高

昭和十一年中

工場生産額の増加に伴ひ朝鮮に於ける石炭消費高もまた増加してゐるが昨昭和十一年中の消費狀況に就き總督府鑛山課は次の通り大體の調査を發表した

鮮内産出高 有煙炭は百十萬噸乃至百十二萬噸、無煙炭は百八萬噸乃至百九萬噸十年ので二百萬噸に比し二割の増加

鮮内需要高 三百十萬噸乃至三百十一萬噸で十年の實績二百七十七萬七千噸に比すと四十萬噸の當加

輸移出 内地へ六十一萬噸移出滿洲その他は三萬噸

東杵島炭坑竊採炭着手か

一昨年來後宮信太郎氏の思ひ切つた出資により既に二百餘萬圓の資金を投下して探掘中の東杵島炭坑は既に深掘一千二百尺に及んだが愈々本春早々より探炭開始の豫定である。同炭層は三池炭の延長と稱され埋藏量約二億噸に及び若し之が探炭成功を見れば同坑が三池にも比敵する大炭坑たる素質あるのみならず、附近海底又は陸地鑛區の有望性を卜するものとして炭界注視の的となつてゐたのである。然し同所は有明海の海水逆流すると見えて鹽化ナトリウムを含有する恐ろしき程の多量の悪質地下水あり掘鑿工事には多大の冒險と困難を伴つてゐる。然し漸く探炭の見込がついてきたので最近一層九州炭界の注視を惹きつゝある。

寶珠山炭礦の探炭計畫

二、三年後に五六十萬噸

福岡朝縣倉那寶珠山炭礦は豫て伊藤合名及び古河鑛業の資本に依り大開發計畫がなされてゐたが、愈々夜明、福井間の鐵道が本年六月頃開通する事となつたので、昨春開坑した福井の第二坑では諸機械其他鑛夫社宅等の諸設備を急ぎ、又附近に各種商店等が新設され頓に活況を呈してゐる。同坑では鐵道開通と同時に目下月産約六千噸を二階一萬噸に増加し更に二三年後には年産五十萬噸乃至六十萬噸を採掘する事となつてゐる、因に目下同坑本社寶珠山炭礦株式

會社は福岡縣遠賀郡中間町大正鑛業株式會社内に在り、資本金百七十五萬圓で役員は社長伊藤傳右衛門、副社長伊藤金次、専務取締役佐藤鐵、取締役伊藤八郎、同末次猛、植原与次郎、監査役伊藤秀三郎、岡田完二郎の八氏である。

本會記事

十二月三十日 午後四時より若松商工會議所に於て互助會所屬炭坑販賣主任會議開催、出席者は野上副會長外二十七名三十二日三十日 午後七時より若松商工會議所に於て理事會開催、出席者は野上副會長外十一名であつた、一月九日 福岡市常盤館に於て正午より前福岡鑛山監督局鑛政課長細川政之助氏送別會を開催し、同午後三日時より同所に於て理事會を開催した。出席者野會上副會長外十五名

X
X
X
X

石炭鑛業權設定(二十一年十一月十六日ヨリ)

福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登録月日
佐賀 二九七	藤津郡大浦村地先海面地内	九九七、五〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社	二、六
同 二九八	藤津郡多良村地先海面地内	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 二九九	藤津郡多良村地先海面、大浦村地先海面	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇〇	藤津郡多良村地先海面地内	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇一	藤津郡多良村地先海面地内	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇二	藤津郡七浦村地元海面地内、多良村地先海面地内	九九六、六〇〇	同 上	二、六
同 三〇三	同上	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇四	藤津郡多良村地先海面地内	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇五	同上	九九六、六〇〇	同 上	二、六
同 三〇六	藤津郡七浦村地先海面多良村地先海面地内	九九五、二〇〇	同 上	二、六
同 三〇七	同 郡多良村地先海面地内	九九六、三〇〇	同 上	二、六
同 三〇八	同 郡同 村地先海面、佐賀郡大詔間村地先海面地内	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三〇九	同上	九九七、五〇〇	同 上	二、六
同 三一〇	佐賀郡大詔間村地先海面地内	九九八、八〇〇	同 上	二、六
山口 四三三	美彌郡共和村地内	九六六、〇〇〇	宇部市大字宇部	二、九
佐賀 二九一	東松浦郡名護屋村、打上村值賀村並ニ海面地内	九八八、三〇〇	佐世保市太田町	二、九

山口 四三四	玖珂郡坂上村地内	九六,〇〇〇	山口縣玖珂郡賀見畑村大字生見	有田平藏	外三名	一一八
同 四三五	美彌郡於福村地内	五九,〇〇〇	山口縣美彌郡大嶺村	石田寛一	外二名	一一〇
長崎 三六九	北松浦郡小佐々村並二海面	三六,〇〇〇	若松市修多羅	西本弘雄	外一名	一一六
同 三六〇	西彼杵郡日見村地先海面	六六,〇〇〇	佐世保市石坂町	吉原梅吉	外一名	一一〇
福岡 六四九	遠賀郡遠賀村地内	三二,〇〇〇	飯塚市大字立岩	株式會社麻生商店		一一六
同 六五〇	船屋郡多々良村大川村地内	一六,〇〇〇	船屋郡大川村大字大隈	朝日産業株式會社		一一六
山口 四三六	厚狹郡小野田町地先海面地内	九八,〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭礦株式會社		一一四
同 四三七	同上	五五,〇〇〇	同上			一一四
同 四三三	豐浦郡神田村並海面地内	六〇,〇〇〇	福岡縣嘉穂郡桂川村	吉田久太郎		一一四
同 四三五	厚狹郡厚狹町地内	五二,〇〇〇	大阪市中河内郡小阪町中小阪	三輪 眞澄		一一七
長崎 三六九	北松浦郡鷹島村並二海面地内	五〇,〇〇〇	福岡縣鞍手郡植木町	小田與吉	外一名	一一四
同 三六三	同 郡福島村並二海面地内	一三,〇〇〇	福岡市極樂寺町	中島 徳松		一一三
福岡 六五三	山門郡大和村瀨高町三池郡高田村地内	九八,〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井鑛山株式會社	外一名	一一七
同 六五三	山門郡瀨高町東山川村地内	七九,〇〇〇	同上			一一七
山口 四三六	美彌郡於福村地内	五四,〇〇〇	福岡縣築上郡八屋町	森本文吉	外一名	一一六
佐賀 二九四	東松浦郡佐賀村並二海面地内	四九,〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎甚之助		一一三
宮崎 二六七	南那賀郡福島町地内	九六,〇〇〇	熊本市大江町	木村 力雄		一一三
福岡 六五三	鞍手郡宮田町若宮村	七三,〇〇〇	福岡縣嘉穂郡山田町	松岡 晴秀		一一六
長崎 三六三	北松浦郡調川村志佐町上志佐村	五七,〇〇〇	長崎縣北松浦郡調川村	福岡 久惠		一一六
山口 四三七	吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面	九四,〇〇〇	宇部市沖宇部	山田新松	外一名	一一〇

山口	四三三	玖珂郡坂上村地内	六六、八〇〇	山口縣玖珂郡賀見町村大學生見	有田平藏 外三名	一一、六
山口	四三五	美彌郡於福村地内	五五、〇〇〇	山口縣美彌郡大嶺村	石川寛一 外二名	一一、〇
長崎	六九六	北松浦郡小佐々村並二海面	三六、〇〇〇	若松市修多羅	西本弘雄 外一名	一一、六
福岡	六九〇	西北松浦郡戸石村地内並二海面	六六、〇〇〇	佐世保市石坂町	吉原梅吉 外一名	一一、〇
福岡	六四九	遠賀郡遠賀村地内	三九、〇〇〇	飯塚市大字立岩 株式会社	麻生商店	一一、六
山口	六五五	柳屋郡多々良村大川村地内	一六、〇〇〇	柳屋郡大川村大字大隈	朝日産業株式会社	一一、六
山口	四三三	厚狭郡小野川町地内並海面	六六、八〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭礦株式会社	一一、〇
山口	四三三	同上	五五、〇〇〇	同上		一一、〇
福岡	四三三	豊浦郡神田村並海面地内	五〇、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡桂川村	吉田久太郎	一一、〇
福岡	四三三	厚狭郡厚狭町地内	五二、一〇〇	大坂市中河内郡小阪町中	小阪 三輪 寛裕	一一、〇
長崎	六九六	北松浦郡鹿島村並二海面地内	五五、〇〇〇	福岡縣鞍手郡植木町	小川與吉 外一名	一一、〇
福岡	六九六	同 郡 鹿島村並二海面地内	三三、〇〇〇	福岡市博愛寺町	中島 徳松	一一、〇
福岡	六九六	山門郡大和村瀬高町三池郡高田村地内	六六、一〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井礦山株式会社 外一名	一一、〇
山口	四三三	山門郡瀬高町東山村山川村地内	六六、〇〇〇	同上		一一、〇
佐賀	六九六	美彌郡於福村地内	五五、〇〇〇	福岡縣築上郡八屋町	森本文吉 外一名	一一、〇
宮崎	六九六	東松浦郡佐賀村並二海面地内	四六、〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎 真之助	一一、〇
福岡	六九六	南那賀郡福島町地内	六六、八〇〇	熊本市大江町	木村 力雄	一一、〇
福岡	六九六	鞍手郡宮田町若宮村	三三、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡山田町	松岡 晴秀	一一、〇
長崎	六九六	北松浦郡調川村志佐町上志佐村	五五、〇〇〇	長崎縣北松浦郡調川村	福島 久恵	一一、〇
山口	四三三	吉敷郡西岐波村地内並海面宇部市地内並海面	六六、四〇〇	宇部市沖宇部	山田新松 外一名	一一、〇

統 計

目 次

1 互助會所屬坑別送炭實績表	(49)	10 若松地方別積出炭	(61)
2 互助會所屬各坑炭種別送炭數量內譯表	(52)	11 若松船種別積出炭	(62)
3 筑豊鐵業會所屬坑別送炭實績表	(55)	12 若松着炭五箇年對照	(62)
4 聯合會所屬會別送炭實績表	(57)	13 若松積出炭五箇年對照	(62)
5 昭和十一年各月末貯炭高調	(58)	14 互助會所屬郡別坑夫調	(63)
6 若松港貯炭表	(59)	15 互助會所屬郡別坑夫移動數調	(64)
7 若松港石炭集散高	(60)	16 互助會所屬郡別就業歩合調	(64)
8 若松戸畑其他地區内各驛着炭	(60)	17 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表	(65)
9 若松戸畑炭積機別有卸數量	(61)		

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位越)

坑主及坑名			上期略計 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	下期累計	前年同月
日本炭礦 木岩小筑金 豐鐵丸 隅月吉林山達井 州曹	高松ノ高岩深新高海高老綠大壇野末新高秋西大	松	217,013	49,409	51,628					101,307	31,448
		木	70,120	5,865	1,619					7,484	13,759
		尾	63,756	10,816	12,989					23,805	12,137
		崎	35,558	6,747	7,005					13,752	4,033
		坂	53,926	9,269	9,619					18,888	10,477
		手	63,892	9,532	9,901					19,433	12,441
		江	4,999	1,616	2,193					3,809	1,716
		津	20,767	3,692	3,910					7,602	4,238
		谷	27,338	6,176	5,802					11,978	3,191
		綠	13,445	—	—					—	4,827
		大	26,647	4,801	4,400					9,201	4,568
		八香末小秋九藤	壇野末新高秋西大	生	4,653	1,075	904				
面	5,415			1,301	1,092					2,393	679
吉	22,307			3,865	3,800					7,665	4,005
江	28,211			3,881	3,975					7,856	3,512
森	14,879			2,994	2,809					5,803	3,075
川	98,480			16,175	17,580					33,755	15,320
	成	57,698	—	—					—	—	

一第

一第

(49)

(80)

一

一

菅江森植菅秋久	原藤中木原山恒	神江森白新相漆猪大上笹高玄日本筑麻庄鎮豐新位糸古長	田藤中山笠田生鼻和山尾倉王吉城紫倉司西州川登飛館禮	16,787	3,135	3,276					6,411	2,807
				1,644	253	228					481	355
				4,516	645	807					1,452	503
				1,902	314	471					785	265
				4,202	633	483					1,116	577
				56,795	7,115	7,907					15,022	6,407
				44,012	8,313	8,341					16,654	6,994
				81,070	12,855	11,070					23,925	8,185
				19,658	3,615	3,313					6,928	3,868
				43,312	7,566	7,433					14,999	7,993
				1,546	395	279					674	346
				942	332	401					733	230
				23,840	—	—					—	—
				18,678	2,854	2,874					5,728	2,473
				30,792	4,906	4,876					9,782	6,732
				14,913	3,060	2,511					5,571	2,329
				30,851	1,546	1,721					3,267	5,322
				19,159	3,270	3,436					6,706	3,022
				7,492	922	745					1,667	1,467
				33,718	5,217	5,680					10,897	6,304
				22,587	4,697	5,488					10,185	2,379
				843	211	521					732	—
				25,189	4,521	5,173					9,694	3,192
				2,320	415	350					765	495
				44,829	6,021	6,010					12,031	9,227

一

一

(51)

昭大木既無正前對	和谷原會	昭大池	和谷田計	82,901	14,912	15,513					30,425	17,627
				67,637	11,425	11,898					23,323	11,865
				12,087	—	—					—	—
				1,543,326	246,362	250,031					436,393	240,679
				29,131	3,861	3,974					7,835	4,857
				1,514,195	242,501	246,057					488,558	235,852
				1,390,110	244,073	253,639					497,712	—
				124,035	△ 1,572	△ 7,582					△ 9,154	—
				120,718	22,587	23,948					46,535	20,795
				104,616	18,354	18,191					36,545	18,001
				54,241	8,657	7,692					16,349	8,913
				17,075	2,726	2,736					5,464	2,292
				4,049	694	751					1,445	209
				83,059	17,289	17,508					34,797	—
				33,335	8,785	8,483					17,268	—
				69,520	16,281	16,212					32,493	—
				11,632	1,349	1,121					2,470	—
				12,979	3,098	5,117					8,215	—
				11,009	1,853	2,059					3,912	—
				2,626	—	—					—	—
				7,750	1,102	1,148					2,250	—
				596	290	489					779	—
				10,886	3,965	3,729					7,694	—
				2,284	655	808					1,463	—

實	透	成	谷	1,902	480	470					950	—
矢	永	加	茂	6,661	1,823	2,097					3,920	—
藤	井	松	矢	238	—	—					—	—
田	籠	新	尾	—	8,718	9,801					18,519	—
岡	同	三	上	—	4,716	6,067					10,783	—
崎	武	眞	岡	—	6,575	6,342					12,917	—
安		新	瀨	—	—	933					2,622	—
小		木	計	555,176	130,932	136,458					267,390	—
總		屋	計	2,098,502	377,294	386,489					763,783	—
前	年	實	績	1,589,897	290,767	308,770					599,537	50,210
對	比	增	減	508,605	86,527	77,719					164,246	290,889

互助會所屬各坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十一年十一月

(單位單)

坑主及坑名	塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	煽石	無煙炭	微粉	合計
日本炭礦	9,304	23,340	8,774	9,636	—	—	574	51,628
高梅	100	547	972	—	—	—	—	1,619
高岩	5,951	6,744	—	294	—	—	—	12,989
曾崎林	832	3,601	516	2,056	—	—	—	7,005
深新	3,092	5,279	1,248	—	—	—	—	9,619
坂手	4,085	2,126	2,140	1,550	—	—	—	9,901

筑豐鐵丸	高海	江津	565	1,152	476	—	—	—	2,193
金	老	谷	630	1,490	1,790	—	—	—	3,910
"	高	隈	1,310	3,313	15	340	—	324	5,802
"	大	生	1,144	2,663	—	593	—	—	4,400
八香末小秋九菅江森植菅秋久	隅月吉林山達原藤中木原山恒	面吉江森川田藤中山笠田生	300	325	—	279	—	—	904
	野末新秋山樵	吉江森川	394	451	247	—	—	—	1,092
	末新秋山樵	吉江森川	1,896	1,420	484	—	—	—	3,800
	林山樵	江森川	592	791	1,184	1,408	—	—	3,975
	山樵	江森川	643	2,046	120	—	—	—	2,809
	達原藤	川田藤	945	14,323	1,276	1,036	—	—	17,580
	原藤	田藤	247	1,973	717	339	—	—	3,276
	藤中木	藤中山	22	207	—	—	—	—	228
	中木	中山	103	674	—	30	—	—	807
	木原	山笠	9	—	462	—	—	—	471
	原山	田生	—	—	483	—	—	—	483
	山恒	田生	546	6,803	558	—	—	—	7,907
	恒	鼻和	860	3,798	3,683	—	—	—	8,341
	漆猪大	鼻和	1,225	6,143	2,565	1,137	—	—	11,070
	猪大	鼻和	344	1,411	1,455	103	—	—	3,313
	上笹	山尾	—	4,101	3,033	—	141	158	7,433
橋笹高共掘野	上尾倉炭口上	山尾倉吉城紫	8	30	—	—	67	174	279
	倉炭	山尾	62	339	—	—	—	—	401
	炭口	吉城	219	—	994	90	30	1,541	2,874
	口上	城紫	151	3,262	1,384	—	70	9	4,876
	上	紫	—	—	2,511	—	—	—	2,511

(54)

一統

一統

野三	上崎	麻庄	倉司	—	—	1,721	—	—	—	—	—	1,721
明	星	鎮	西	—	2,740	696	—	—	—	—	—	3,436
上	田	豐	州	—	—	745	—	—	—	—	—	745
稱	眞	新	川	—	457	4,856	367	—	—	—	—	5,680
長	尾	位	登	142	2,196	1,983	1,053	114	—	—	—	5,488
太	田	糸	飛	69	404	—	48	—	—	—	—	521
古	館	古	飛	620	3,507	466	194	386	—	—	—	5,173
野	上	長	館	20	330	—	—	—	—	—	—	350
昭	和	昭	禮	980	—	5,030	—	—	—	—	—	6,010
大	谷	大	和	3,753	10,648	—	751	—	—	361	—	15,513
山	田	山	谷	3,950	7,687	—	236	—	—	25	—	11,898
		池	田	2,681	12,768	5,204	2,967	—	—	328	—	23,948
		神	野	3,070	11,155	—	3,966	—	—	—	—	18,191
		木	田	3,251	3,965	—	476	—	—	—	—	7,692
		原	崎	446	1,160	75	755	136	164	—	—	2,736
		中	新	307	414	—	30	—	—	—	—	751
		丸	庄	3,880	12,774	425	160	—	—	269	—	17,508
		上	手	25	7,189	15	—	—	—	104	90	8,483
		島	元	1,299	13,795	—	—	—	—	—	—	16,212
		田	道	726	395	—	—	—	—	—	—	1,121
		江	野	—	5,117	—	—	—	—	—	—	5,117
		第	鼻	304	117	1,312	326	—	—	—	—	2,057
		一	口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		山	野	164	386	452	146	—	—	—	—	1,148
		稻	代	—	—	489	—	—	—	—	—	489
		垣	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		勾	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一統

(55)

田	鑛	昭	嘉	—	2,617	1,012	—	—	100	—	—	3,729
筑	豐	新	和	264	544	—	—	—	—	—	—	808
	"	成	谷	35	435	—	—	—	—	—	—	470
寶	邊	加	茂	—	2,097	—	—	—	—	—	—	2,097
矢	永	松	矢	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡	共	眞	岡	1,524	4,818	—	—	—	—	—	—	6,342
安	武	新	木	—	—	—	1,689	—	—	—	—	1,689
藤	井	新	屋	—	6,342	3,444	—	—	—	—	15	9,801
田	井	新	目	—	2,955	2,436	—	—	607	72	—	6,067
合	館	三	尾	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			計	63,089	215,863	97,448	32,055	1,752	2,052	4,232	—	386,489

筑豊鑛業會所屬坑別出炭高實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸、△印ハ減)

經營別	鑛名	上期 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	下期累計	對前 年同期
三	井	三井田川	653,394	125,243	120,828				246,071	7,063
"	"	三井山野	340,472	60,041	55,820				115,861	△ 82
三	菱	三井田	346,937	70,260	66,351				136,611	3,233
"	"	飯塚	277,700	53,137	53,638				106,775	7,343
"	"	新入	203,845	38,500	35,701				74,201	1,391
"	"	方城	224,844	42,653	41,011				83,664	1,651
"	"	上山	203,409	39,338	34,162				73,500	1,951

貝	島	大	之	浦	703,803	121,909	124,615					246,524	9,222
"	"	大		辻	213,669	32,125	33,549					65,	,191
明	治	豐		國	257,226	42,756	42,614					85,370	3,029
"	"	赤		池	177,737	32,443	35,872					68,315	6,857
"	"	明		治	47,250	10,966	12,368					23,334	8,487
嘉	穗	嘉		穗	153,680	29,142	26,985					56,127	612
平	山	平		山	147,582	23,778	24,978					48,756	△ 987
麻	生	赤		坂	117,563	20,641	20,001					40,642	114
"	"	吉		限	127,601	22,014	21,022					43,036	△ 450
"	"	綱		分	93,536	11,816	12,848					24,664	△ 5,158
"	"	豆		田	92,670	16,475	16,734					33,209	359
"	"	芳		雄	88,665	15,467	16,732					32,	753
九	州	業	起	行	59,848	10,179	10,038					20,217	2,580
大	"	正	中	鶴	250,203	47,944	41,461					89,405	3,797
"	"	"	中	鶴	114,961	22,467	23,013					45,480	6,193
藏	內	大		峰	196,201	34,286	33,819					68,105	1,060
"	"	峰		地	104,996	13,059	13,494					26,553	△ 3,753
古	河	古	河	下	145,783	25,522	24,105					49,627	△ 3,949
"	"	古	河	目	161,442	26,482	26,755					53,237	△ 3,017
住	友	忠		限	207,945	41,187	38,060					79,247	△ 3,850
中	津	中		原	12,9131	3,031	2,557					5,588	1,087
上	野	本		尾	6,336	2,721	2,550					5,271	△ 45
合				計	5,742,258	1,035,582	1,011,681					2,047,263	44,300

聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

會 組 其 他	上 期 (四月-九月)	十 月	十一 月	十二 月	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	下期累計
九 州	筑豊鐵業會	5,004,366	913,748	896,889						6,815,003
	肥筑鐵業會	925,104	184,746	174,322						1,284,172
	岩屋炭礦	54,891	8,670	9,904						73,465
	三池鐵業所	866,351	155,880	162,803						1,185,034
	松島炭鐵	9,536	380	1,289						11,205
	崎戶礦業所	413,219	82,301	53,112						548,632
	高島礦業所	206,826	34,817	41,409						283,052
小 計	7,480,293	1,380,542	1,339,728							10,200,563
北 海 道	鐵 業 會	3,705,972	641,514	694,160						5,041,646
常 磐	鐵 業 會	44,181	150,408	144,179						1,158,768
宇 部	鐵 業 組 合	1,114,983	206,535	181,908						1,503,426
合 計	13,145,429	2,378,999	279,975							17,904,403
披 瀨	福 生	26,220	4,846	6,882						37,948
	彌 生	143,141	23,062	27,509						193,712
	第二磐城	16,175	3,938	5,510						25,623
小 計	185,536	31,846	39,901							257,283
總 計	13,330,965	2,410,845	2,419,876							18,161,686
對 前 年 增 減	1,006,966	56,945	95,210							1,159,121
新 加 入 本 宮 尾 江 里	—	2,608	2,538							5,149
	32,443	5,779	6,658							44,880

昭和一十年各月末貯炭高調

(無煙炭及燧石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

		十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 州 北 海 道	若松	42,033	51,265	46,684	43,379	52,831	58,513	64,285	90,334	99,791	114,018	110,992	97,376	
	門司	4,539	5,364	6,879	4,630	5,608	5,778	8,485	6,777	4,892	5,596	4,521	4,174	
	小倉	6,046	5,621	4,182	4,239	3,721	3,510	4,934	6,590	4,637	3,371	3,170	3,435	
	博多	19,472	16,985	14,113	8,964	16,056	16,415	16,645	19,040	17,881	14,154	17,201	14,424	
	唐津	6,038	4,765	2,522	4,411	4,683	3,590	5,668	9,010	9,312	9,986	7,788	8,359	
	白浦	51,174	36,384	30,482	24,703	28,787	26,998	17,996	15,916	13,678	11,433	14,282	10,872	
	相浦	13,819	9,861	10,017	8,942	8,383	11,241	8,944	16,946	10,091	9,920		9,432	
	長崎	9,239	8,824	15,514	14,851	13,266	10,353	12,484	9,679	9,486	11,976	12,666	9,540	
	宇島	80	50	48	48	6	—	175	241	144	25	81	79	
	小計	152,437	139,119	130,441	114,167	133,341	131,198	133,616	174,533	169,912	180,485	183,054	157,691	
	北小倉	121,500	88,683	95,499	92,511	73,805	55,886	60,306	61,557	68,147	77,209	114,985	119,823	
	函館	87,167	82,121	70,354	54,998	60,350	50,138	56,982	79,979	50,532	74,074	120,249	133,742	
	留萌	12,093	9,824	9,786	10,400	10,789	13,105	10,447	7,995	8,986	9,7092	10,488	9,200	
	岩内	13,659	12,675	17,743	18,094	23,210	25,226	23,095	23,751	23,251	2,869	26,924	28,749	
小計	34,524	23,429	21,612	20,254	21,940	20,152	73,806	24,134	16,690	26,776	35,683	30,338		
合計	274,204	220,312	221,676	203,710	196,594	173,039	185,156	209,235	178,589	218,572	324,356	339,349		
合計	426,641	359,431	352,117	317,877	329,935	304,327	318,772	383,768	348,501	399,057	507,410	497,040		

京	122,078	110,744	83,858	95,242	97,857	97,487	101,428	121,397	133,661	134,475	138,883	139,746	
濱	91,519	56,804	60,940	56,245	62,597	71,787	73,391	75,911	84,957	85,016	102,472	118,856	
名	68,385	59,512	47,313	44,723	53,235	67,855	84,844	98,829	110,658	114,717	109,523	107,667	
古	13,430	7,486	9,710	9,948	10,603	12,4892	13,101	13,826	13,315	15,215	13,8623	13,611	
大	295,412	264,546	201,821	206,158	224,292	49,618	272,764	309,963	342,591	349,423	64,740	375,880	
神	722,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920	
戶	657,120	677,245	678,025	742,588	792,315	839,939	834,661	797,371	757,043	752,190	739,537	808,906	722,053
合	64,933	53,268	124,087	218,553	238,088	286,084	243,125	103,640	65,951	3,710	132,613	64,014	
總													
計													
前													
年													
總													
計													
對													
前													
年													
增													
減													

若松港貯炭表 昭和12年1月10日現在

區	別	築港	藤木橋	藤木	二島	新川	中島	合計	比較				
									前回	増減	前年同日	増減	
塊	中切粉無燧石計	炭	1,680	4,308	6,132	7,000	3,329	606	23,055	14,796	8,259	11,433	11,622
		塊	243	1,012	1,410	1,079	1,527	41	5,312	9,927	△ 4,615	8,820	△ 3,508
		炭	—	735	235	1,037	5,079	2	7,088	5,897	1,191	5,629	1,459
		炭	—	25,838	1,142	1,469	12,818	259	41,526	39,760	1,766	26,524	15,002
		燧	—	—	—	—	283	—	283	285	△ 2	3,020	△ 2,737
石	—	469	—	—	—	—	469	314	155	683	△ 214		
合計		1,923	32,362	8,919	10,585	23,063	908	77,733	70,979	6,754	56,109	21,624	
比較	前年同日	回	2,020	30,170	8,121	9,246	20,472	950	70,979				
		減	△ 97	2,192	798	1,339	2,564	△ 42	6,754		單位 噸		
		増	1,459	15,176	8,564	11,603	19,173	134	56,109		△印ハ減ヲ示ス		
比較	前年同日	回	464	17,186	355	1,018	3,863	774	21,624				
		減											

若松船種別積出炭 (單位噸)									
區別 月次	帆船	被曳船	機帆船	汽船				合計	
	內國	內國	內國	內國	外國	燃料			
	內國	外國	內國	內國	外國	內國	外國		
上期累計(四月-九月)	1,216,605	790,016	940,570	1,786,245	45,021	213,049	35,893	5,027,399	
十月	218,652	134,511	174,925	341,159	10,276	42,430	7,221	900,174	
十一月	219,662	135,883	195,525	342,888	4,743	38,292	5,309	942,302	
十二月									
十二年一月									
二月									
三月									

若松着炭五箇年對照 (單位噸)						若松積出炭五箇年對照 (單位噸)					
年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年	年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年
上期累計(四月-九月)	7,620,632	6,544,176	6,191,772	5,453,269	4,513,836	上期累計(四月-九月)	5,027,399	4,417,702	4,150,227	3,941,134	3,089,151
十月	1,355,359	1,205,674	1,010,384	1,029,532	823,461	十月	929,174	894,664	763,502	735,505	669,380
十一月	1,317,540	1,195,167	1,098,160	1,107,081	872,013	十一月	942,302	830,468	821,000	806,356	767,081
十二月						十二月					
十二年一月						十二年一月					
二月						二月					
三月						三月					

互助會所屬郡別坑夫調									
昭和十一年十一月分									
種別	遠賀	鞍手	嘉穗	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計	
坑	採炭夫	3,409	3,299	3,493	1,141	1,455	1,629	176	14,602
	支柱夫	572	584	377	71	17	212	43	1,876
坑	運搬夫	902	937	2,191	493	992	697	53	6,265
	機械夫	143	116	165	16	28	90	12	570
坑	工	148	79	174	44	72	117	15	649
	雜	109	78	160	69	54	69	7	546
坑	計	152	64	133	47	90	55	5	546
	計	150	13	59	90	164	84	8	692
坑	選炭夫	4,844	74,601	6,210	1,883	2,827	2,644	264	23,273
	運搬夫	741	693	542	88	45	309	55	2,473
坑	機械夫	522	470	651	296	343	109	39	2,430
	工	422	365	528	122	190	169	28	1,824
坑	雜	347	230	446	107	259	149	37	1,575
	計	228	99	244	95	83	43	5	797
外	計	370	208	241	164	113	87	6	1,189
	計	1,404	872	1,507	503	715	430	90	5,521
合	計	485	500	603	281	273	127	25	2,294
	計	7,474	6,000	8,862	2,755	3,860	3,510	434	33,561

(64)

互助會所屬郡別坑夫移動調數

昭和十一年十一月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計	
雇 入	炭 夫	724	599	783	290	417	612	18	3,443
	支 柱 夫	154	100	381	58	137	150	—	980
	其 他	148	91	278	105	83	120	9	834
	計	1,026	790	1,442	453	637	882	27	5,257
解 雇	炭 夫	712	492	675	252	367	593	45	3,136
	支 柱 夫	180	60	318	60	114	124	—	856
	其 他	150	112	221	81	88	107	5	764
	計	1,042	664	1,214	393	569	824	50	4,756

一

一

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十一年十一月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均
炭 夫	0,699	0,732	0,719	0,722	0,717	0,670	0,715	0,710
支 柱 夫	0,795	0,791	0,731	0,767	0,727	0,767	0,845	0,775
全 體	0,757	0,746	0,756	0,732	0,747	0,720	0,820	0,754

互助會所屬坑夫一日當リ平均郡別賃金表

昭和十一年十一月分

(單位圓)

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均	
坑 内	炭 夫	1,641	1,422	1,718	1,533	1,790	1,895	1,470	1,638
	支 柱 夫	1,459	1,281	1,516	91,340	1,500	1,752	1,155	1,429
	搬 運 夫	1,299	1,075	1,181	1,083	1,320	1,122	1,165	1,178
	機 械 夫	1,129	1,251	1,137	1,134	1,165	1,062	1,080	1,137
	工 作 夫	1,264	1,285	1,248	1,210	1,247	1,217	1,020	1,213
	平 均	989	913	971	937	1,170	1,175	940	1,013
坑 外	炭 夫	1,456	1,300	1,524	1,283	1,473	1,520	1,330	1,412
	選 炭 夫	674	652	604	587	643	585	640	626
	運 搬 夫	1,107	988	1,168	937	1,080	970	835	1,012
	機 械 夫	1,185	1,270	1,142	1,087	1,190	1,002	1,215	1,155
	工 作 夫	1,277	1,205	1,224	1,218	1,213	1,172	1,120	1,204
	平 均	789	871	915	830	810	662	735	802
總 平 均	1,011	935	1,022	899	1,053	905	770	946	
在籍一人一ヶ月當金	1,306	1,222	1,359	1,172	1,370	1,333	1,100	1,236	
平均賃金	28,580	27,424	31,830	30,257	30,333	29,487	27,335	29,323	

一

一

(65)

九州水力電気株式會社

編輯後記

本會報も本年を以て誌齡第二年を迎ふる事が出来た。創刊以來各氏の有益なる原稿を賜り會報の持つ目的を果しつゝある事を幸とするものであるが今少し充實した内容を持たせたいと編輯當事者は焦慮してゐる。本年度は一層炭礦實務に携はれる各氏の積極的な御投稿を御願ひ申上げる次第である。

× 坂本行敏氏の鐵夫勞役扶助に關する原稿は同氏が福岡鑛山監督局に在勤中に書いて戴いたものである。而して同氏は昨年末同監督局を辭任されたが本會報の爲引續き執筆される事となつてゐる。

× 目下歐洲の天地はスペイン問題、地中海問題等を繞り獨伊、佛、露の左右プロツ

クは愚か英國を初め其他の中間的諸國も其の國際的利害關係に捲込まれ宛然歐洲大戰前の如き即發的暗雲が低迷してゐる。而して又東亞に於ても張學良の反蔣兵變に次いで、コンミンテルンの策謀に因る西安サビエート政府樹立され、中支に於ては蔣介石の威望薄弱となる等、世界は東西共に一大危機に面してゐるかの感があり、突發的非常時の現出さへも懸念さるる様だ。

× 會長金丸氏、副會長野上氏、互助會石炭會社專務青柳氏等何れも右の如き國際國內情勢と相照らし石炭鑛業者としての年頭所感を述べられたが誰れしも同様の感を抱かれてゐる事と思ふ。

× 本號は其他現商工大臣小川氏より卷頭に御潤筆を受け、前拓務大臣永井氏及福岡鑛山監督局長に原稿を賜り内容を充實し得た事を御禮申上げる。

互助會報・第二卷・第一號

購 一册金 參拾錢 郵稅共
 半年分金壹圓八拾錢同上
 一ヶ年分參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十二年一月十二日印刷納本
 昭和十二年一月十五日發 行

若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風 戸 道 康

編輯人 福岡市天神町八六

印刷人 淡 河 俊 男

福岡市天神町八六

印刷所 精工社印刷所

若松市堺町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 長四七八番
 七〇九番

昭和十二年一月十五日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市堺町三丁目

石炭鑛業互助會

HONDA MINE LAMP

100%の明るさも
軽さも
堅さも

化學日本の誇り
坑内安全灯界の王座

本復 弘力リ電池

本店 東京
支店 札幌

代理店 大連・奉天

飯塚市
本多商店九州出張所